

# メディア展望

毎月1回1日発行  
1963年1月1日  
新聞通信調査会報  
として発刊

10-2012

発行所  
公益財団法人  
新聞通信調査会  
電話 03(3593)1081  
<http://www.chosakai.gr.jp/>

## 政治に「世論公聴制度」の導入を

### 裁判員制度の議会版で世論反映

西平重喜

(統計数理研究所名誉所員)



民主主義では「お任せ」は許されない。そういう点から言えば、最も「しんどい」体制かもしれない。しかし「民主主義は他に比べて……」と、ここで改めて言う必要はないだろう。

選挙は民主主義国家の必要条件であるが、十分条件ではない。選挙には行っても、その後は議員に「お任せ」というわけにはいかない。常に政治への関心を失わず、参加しなければ民主体制は危うい。その参加の一つの方法を提案したい。

日本を含む多くの民主主義国の憲法には、投票は国民の権利と書かれている。しかし、ベルギーは1830年の独立以来、投票は国民の義務と憲法に定めている。イタリアやスイスの幾つかの州などでも同様だ。民主主義維持のため、投票は国

民の義務という考えに基づくものだ。日本でも検討したことがあるのだろうか。最近、裁判員制度が採用された。多くの心配された問題は起きず、多少の手は加えられても維持されていくようだ。この制度は国民の司法への参加を義務付けるものである。

それならば、政治の分野でも参加を義務とする制度があってもよいではないか——そう考えて「世論公聴制度」を提案する気になった。この提案は政治にもっと世論を反映させることを目指すと同時に、日本人の政治参加への関心を高めようとするものである。簡単に言えば、裁判員制度のように有権者からランダムサンプリングで選ばれた人々に世論調査

#### 目次 (10月号)

政治に「世論公聴制度」の導入を……	西平重喜	1
尖閣諸島・竹島問題の経緯……	編集部	5
存在感増す中国世論の形成過程……	高井潔司	6
李大統領上陸の背後に慰安婦問題……	平井久志	11
実は五十七次に延びていた「東海道」……	志田威	16
日記で読む昭和史(16)……	国分俊英	19
マスメディア関連の裁判を見る(59)……	佐藤英雄	28
特派員リレー報告⑩北京……	加藤靖志	31
【メディア談話室】		
事件報道の「気になる表現」……	藤田博司	22
【プレスウオッチング】		
竹島・尖閣問題で冷静な対処を……	池田龍夫	24
【放送時評】		
国際市場視野にTV番組づくり……	音好宏	26
【海外情報】		
①大統領候補指名のTVは視聴激減……	金山勉	20
②中国の新聞発行部数3・4%増……	木原正博	21
書評『ソーシャルリスク』……	北村秀実	34
編集後記・読者の声……		35
調査会だより……		36

のような調査を受ける義務を課し、その結果を国会(衆議院)で論議する材料にしようという制度である。この提案による国民の負担は裁判員制度より、時間的にも精神的にもはるかに軽い。そして、この調査結果の通りに物事を決めるのではなく、国会の審議材料にしようというのだから、議会制間接民主主義を維持するものである。

私が初めて「世論公聴制度」について述べたのは2003年の日本世論調査協会の研究会であり、その内容は04年の同協会報『よろん』第94号に「世論公聴制度の提案」として掲載された。また09年に『世論をさがし求めて』陶片追放から選挙予測まで』（ミネルヴァ書房）で詳細に述べた。なお10年9月23日付朝日新聞朝刊「私の視点」に要点が掲載された。

### 提案に到るまでの状況

まず提案の背景にある社会の現状を見てみよう。

①【裁判への参加】明治憲法では裁判への国民参加の規定はなかった。1923年に陪審制の選択が導入されたが、43年に停止された。日本国憲法下では、裁判官の国民審査と検察審査会を通して国民が裁判に関与してきたが、国民審査は形式的なものにとどまっている。検察審査会では時には、職業検察官の処置に庶民の感覚からの異議申し立てが成果を上げている。

そして09年から国民は抽選により、裁判に参加する義務を負うことになった。異民族の支配を受けたヨーロッパ各地では、裁判を自分たちの手で行うことが政治参加に先行したようである。今ではほとんどの民主主義先進国で、何らかの形で国民が裁判に参加している。日本も裁判に庶民感覚が取り入れられ、国民もその負担を理解しているようだ。

②【政治への参加】政治への国民の参加は、明治憲法下でも議員の選挙という形で行われてきた。現憲法では憲法改正の際の国民投票と、一つの地方公共団体のみに適用される特別法についての投票、リコール制も認めている。しかし、一般的な国民投票制度については何も定めがない。

③【議員の性格】選挙で有権者から選ばれた議員の性格について、二つの対立する意見がある。主権は、ルソーの言う「人民が持っている一般意思 (volonté générale)」であるという点では両者は一致している。しかし一方は、一般意思を所有しているのは人民だから、議員は人民の意思を代弁する単なる代理者 (mandataire) であると主張。他方は、人民は一般意思の所有者だが、その行使を議員に委ねており、議員は自己の判断に基づき、独自の行動を取ることができる委任をされた者 (commettant) と主張する。

これについて、日本ではどう考えられているのだろうか。

選挙の時には「想定外」だった事象に対してまで、議員が白紙委任されているわけではないだろう。最近のように変動が激しい社会では、選挙後しばらくすると有権者の意見が変わり、時には議会の見解と食い違うことも起こる。かといって、いちいち総選挙や国民投票をするわけにもいかなし、世論調査が有権者の意思だということも無理がある。

④【公聴会の規定】国会には、議員でない人の

意見を聴く公聴会という規定がある。「委員会は、一般的関心及び目的を有する重要な案件について、公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験者等から意見を聴くことができる」(国会法第51条)である。重要案件が委員会で採決される前に、地方公聴会が開かれることもある。

しかし、公述人は各党が推薦する「利害関係を有する者又は学識経験者等」であって、一般国民の意見を代表しているわけではない。もちろん専門家や関係者の公聴会も重要であるが、その他に一般国民の意見も参考にする「世論公聴会」の開催には大きな意味がある。

### 世論公聴制度の骨子

議論のたたき台として、本制度の骨子を次に記すが、傍線を付した数字は仮のものである。

第1条 (制度実施の条件) 「衆議院は議員の3分の1以上、あるいは有権者の100万人以上の要求があつた場合、国会の委員会が法案を採決する前に、世論公聴制度による世論を調べなければならない」

第2条 (実施担当機関) 「世論公聴制度の実施のため、中央に世論公聴制度委員会を置く。委員会は調査票を作り、集計してその結果を公表する」

第3条 (意見を聴かれる人) 「毎年9月末の選挙人名簿確定時に、翌年の世論公聴制度の意見表明員をランダムに抽出する。選ばれた者は原則と

して拒否できない。任期は1年とする」

第4条（意見の聴き方）「意見表明員は指定された1週間のうちの都合が良い時に市区町村役場などに行き、調査票に答えを自記し、封をして提出する。なお調査票にも封筒にも記名しない。

市区町村は封印された調査票をそのまま一括し、中央の世論公聴制度委員会へ直送する」

第5条（集計、結果の発表）「調査票は世論公聴制度委員会が開封し、集計結果を公表する。

世論公聴制度委員会は質問票と同時に、どの項目をクロス集計するかも発表しておく。それ以外のクロス集計は10年後まで集計することを禁止する。調査原票やデータベースなども10年間は封印保存する。

また集計結果についての解釈、コメントは付けない」

第6条（議会での取り扱い）「衆議院の委員会では法案を採決する前に公聴会を開き、集計結果についての検討をしなければならない」

### 各条ごとの根拠と補足

右で示した骨子の説明、補足は次の通りである。

第1条（制度実施の条件）緊急を要する法案の場合、議会で議決する時に、世論公聴制度による見直しをするという付帯条件を付け、再議することも考慮したい。

参議院議員の要求も認めるべきかもしれない。

人民発議（イニシアチブ）もぜひ導入したい。

その場合、有権者の100万人以上の賛成が必要としたが、これは有権者の約1%に当たる。このハードルを高くすると人民発議が実行されにくくなり、低くすると頻発して煩わしいものとなる。

参考のために地方自治法を見ると、地方議会や議員、首長などについてのリコールは有権者の3分の1以上、条例制定の直接請求は有権者の50分の1以上である。

外国における法律制定への国民投票の発議を見てもみると、ドイツのワイマール憲法では有権者の約10%以上だった。スイスでは5万人（有権者の約1%）である。イタリアでは法律の発議は5万人（同約0・1%）、法律の廃止は50万人（同約1%）である。

第2条（実施担当機関）この委員会は中央選挙管理委員会のようなものである。委員の選定にはいろいろな方法が考えられる。事務局が必要で、専門委員を置く。委員の任期や専門委員の資格、罷免されないことに関する規定も必要である。

第3条（意見を聴かれる人Ⅱ意見表明員）意見表明員は世論調査でいうサンプルのことである。意見表明員は各都道府県の選挙人数に比例して割り当て、その総数はデータのクロス集計をどうするかにより決めることになる。例えば都道府県別の集計もすれば、鳥取県の人口が全人口の0・5%ほどだから、鳥取県に最低の10000サンプルを割り当てるためには、全国で20万サンプルが

必要である。

一つの案として、誕生日の1桁目の数字と、西暦年の1桁目の数字が一致する年は意見表明員になることにすれば、誰もが10年に一度は必ず意見表明員になる（例えば西暦×××3年の意見表明員は、毎月3日、13日、23日生まれの人全員）。

この意見表明員は裁判員と違い、守秘義務は必要としない。ただし、取材に対し拒否ができるようにしておく。もちろん、世論公聴制度委員会や役所側から、個人の意見が漏れないようにしなければならぬ。

拘束時間は短いから、謝金などは不要だろう。意見表明員に敬意を表するため、議会に提出した集計表と同じものを後刻郵送する。

第4条（意見の聴き方）普通の世論調査のように、公聴制度委員会が作った調査票に答える形にするが、面接法ではなく意見表明員が自分で答えを記入する。国民投票のように、賛否だけを問う形も考えられるが、それでは賛成、反対の理由が分からない。

世論とは、特定のテーマについての個人の意見の分布（集約）であろう。そのテーマと関係の深い人は、質問されて即座に自分の意見を述べることができるかもしれないが、大部分の人はたとえその問題が重要だと思っても、とっさに意見を述べるのができない。各種資料や他人の見解も参考にして、自分の意見をまとめるのだろう。人によっては家族や他人と相談して、その人の意

見をそのまま自分の意見とする人さえいる。

従って本来、意見表明員は議会を傍聴して調査票に答えるべきだが、全国の意見表明員に傍聴を求めるとは不可能だ。それに代えて、希望する意見表明員には議会のビデオなどを見ることができ、各党などの見解を郵送する。何を聞かれるか答えるの準備ができるように、決定済みの「調査票のコピー」もあらかじめ送っておく。

意見表明員は「調査票のコピー」に自分の意見を書き入れ、いわばカンニングペーパーを作っておき、役場で本物の調査票に書き写せるようにする。ただし、別の人が勝手に記入する恐れがあるから、役場などで本人確認の上、自記する方法を取る（アメリカでは住民投票を含め、一度に30も40もの投票をするので、各党が『こう投票しろ』というカンニングペーパーを作る。その表紙には『これを持ち込んで違法でない』と印刷されている）。

第5条（集計、結果の発表）意見表明員の秘密が守れるように、あまり細かい集計はしない。各質問の都道府県別、意見表明員の性別、年齢階層別（4、5段階くらい）、住所の市区町村の人口規模階層別（同）などの基本集計は必ず発表する。

その他の質問相互のクロス集計は事前に委員会で決定したものに限定。それ以外のクロス集計は、一部の人だけに利用されてはいけないから禁止する。調査原票やデータベースなどは10年後ま

で封印し保存、その後は一定の手続きで公開する。

結果の解釈は見方により違いがあるだろうか、中立を守るべき世論公聴制度委員会がコメントを付けることは禁止する。その解釈は各政党やメディア、団体が自由に表明すべきことである。

第6条（議会での取り扱い）この結果についての公聴会は、国会法第51条によるものと同じ形であるが、世論公聴制度の集計結果をテーマとする。公述人として利害関係者や学識経験者を招くことが考えられる。

最終的に議会が、世論公聴制度の多数意見と反対の議決をするかもしれないが、それは国民やメディアの批判を浴びることになるだろう。せっかくの意見表明員の努力が無駄になるのを防ぐために、例えば意見表明員の75%以上の多数意見と議会の議決が正反対の場合には、自動的に全国民の国民投票へ持ち込むことも考えられる。

### 討論型世論調査との違い

最近「討論型世論調査」というものが注目を浴びている。2030年の電力源をどれくらい原発に依存するのかという「原発比率」をめぐるもので、政府が全国各地で実施した。準備も経費も不十分だったようだが、サンプリングの方法が気になった。それは次のような理由からである。

①「討論型」はまず固定電話番号をランダムに

選び、その電話がオフィスや商店などの電話ではなく家庭用の電話であることを確かめ、その電話を使う家族の中から、指定されている方法で一人を選び、その人を調査する。その人が留守の場合は電話をかけ直して質問をしなければならぬ。

従って、電話調査もかなり手数がかかり、固定電話機につながっていない人は無視される。そして最近の電話調査は調査不能が40%に達している。

②次に、選ばれたサンプルの中から討論会に参加する希望者を選び、討論会の前と後との意見の変化を調べる。だが、テーマ（原発）に無関心の人、あまり参加しないだろう。実は、電話に応じた人が既に調査への協力者に偏っている。しかも一カ所に集まってしまうのだから、時間的に余裕のない人は対象外となる。

これでは、全国民のランダムサンプルを調査しているとは言えない。もし、裁判員制度のように討論参加までを国民の義務にすれば、サンプリングの問題は一応解決する。

だが、たとえ討論会出席までを義務付けても、討論会で司会者が完全に中立の立場で運営できるだろうか？ また例えば、世論の賛否が7対3に分かれているなら、中立的な討論会の運営は発言時間も7対3にすべきだろう。賛否の割合が分からない状態で、どうするのだろうか。

なお裁判員の判決は法廷で述べられたことだけを根拠とする。しかし、世論は討論会場外で聞かせることの影響も受けるはずである。

日本が抱える領土問題（共同）



尖閣諸島の周辺地域（共同）



# 領土紛争で揺れる日中・日韓 ～尖閣・竹島問題を考える～

尖閣諸島をめぐる経緯（共同）

1894~95年	▶ 日清戦争
95年	▶ 明治政府は尖閣諸島に標識を建設する旨を閣議決定し、正式に領土に編入
96年	▶ 政府は尖閣での事業を許可。民間人が鳥毛の採集、かつお節の製造などを行った
1952年	▶ サンフランシスコ平和条約により、尖閣は沖縄本島とともに米国の施政下に
68年	▶ 学術調査の結果、東シナ海に石油埋蔵の可能性を指摘
70年ごろ	▶ 中国と台湾はそれぞれ尖閣の領有権を主張
72年	▶ 沖縄復帰により尖閣の施政権は米国から日本に返還
78年	▶ 中国の漁船100隻以上が尖閣周辺海域で操業。来日した故鄧小平副首相は領有権争いの棚上げを主張
92年	▶ 中国は尖閣を中国領と明記した領海法を制定
96年	▶ 尖閣周辺で香港の活動家が海に飛び込んで水死
2002年	▶ 尖閣5島のうち3島を政府が地権者から借り上げ管理
04年	▶ 中国の活動家7人が尖閣に上陸。日本は7人を強制送還
05年	▶ 尖閣諸島魚釣島に日本の政治団体が建設した灯台を日本政府が国有財産として直接管理することを決定
08年	▶ 尖閣領海で日本の巡視船が台湾の遊漁船と衝突、遊漁船が沈没。中国監視船2隻が尖閣領海に約9時間とどまる
10年	▶ 尖閣沖で中国漁船が海上保安庁の巡視船に衝突
12年	▶ 日本政府が尖閣3島を国有化

竹島問題をめぐる経緯（共同）

17世紀初期	▶ 江戸幕府が鳥取藩の町人2人に渡海許可
1696年	▶ 幕府が鬱陵島への渡航を禁止（竹島は含まず）
1905年	▶ 明治政府が竹島の島根県編入を閣議決定
10年	▶ 日本が韓国併合、植民地支配開始
45年	▶ 第2次世界大戦終了
48年	▶ 大韓民国（韓国）、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）建国
50~53年	▶ 朝鮮戦争
52年	▶ サンフランシスコ平和条約発効 ▶ 韓国が「李承晩ライン」設定し竹島領有を主張
54年	▶ 日本が竹島問題の国際司法裁判所への共同付託提案、韓国は拒否。韓国警備隊の常駐開始
62年	▶ 日韓外相会談、国際司法裁判所への共同付託を韓国が再拒否
65年	▶ 日韓基本条約締結、国交を正常化。竹島問題は棚上げへ
98年	▶ 韓国が有人灯台を建設
2005年	▶ 島根県議会で「竹島の日」条例成立
08年	▶ 韓国の韓昇洙首相が首相として竹島初上陸
11年8月	▶ 韓国憲法裁判所が元従軍慰安婦らの賠償請求権に関する措置を韓国政府が講じてこなかったのは違憲と判断
12年8月10日	▶ 韓国の李明博大統領が大統領として初めて竹島上陸

8月来、突然、発生したかに見える竹島、尖閣諸島をめぐる日韓、日中関係の緊張、悪化は9月15日、中国に進出した多数の日系企業が破壊、略奪の標的にされる衝撃的な事態に発展した。それに至る深層底流を2人の識者に分析してもらった。領土問題をめぐり、日本のメディアは正念場を迎えている。

## 日中関係の行方

## 存在感増す中国世論の形成過程

反日度とアクセスが比例するネット  
当局は管理能力高いがジレンマも

高井 潔 司

(桜美林大学教授、北海道大学名誉教授)



石原慎太郎・東京都知事の尖閣諸島の国有地化構想に端を発した日中間の摩擦、あつれきは、国交正常化40周年の祝賀ムードを吹き飛ばしたばかりか、野田政権の国有地化方針によって、中国全土で反日デモや日系工場襲撃事件も発生し、日中関係は正常化以来最悪の状況となっている。日中両国政府とも国内世論の動向に気を取られ、小泉純一郎政権が去った後、さまざまな懸案事項は対話によって解決し、東シナ海を「平和・協力・友好の海」にしようという、両国間で積み上げてきた「戦略的互恵」関係の枠組みをすっかり忘れてしまったかの感がある。とりわけ日本では中国世論と中国政府の関係が読めず、関係改善の道筋を描けないでいる。本稿では、近年ますますその存在感を増している「中国世論」について、その形成メカニズムを中心に検討したい。

## 「世論」にもてあそばされる日本側

靖国神社参拝を繰り返す小泉首相に反発して発生した2005年の反日デモの際、日本の言論界

の主流は愛国主義教育「反日教育と見立て、反日デモを引き起こした『犯人』として、中国政府とやりわけ江沢民政権下の愛国主義教育を糾弾した。あの時点で、中国共産党とその政府から独立した「大衆世論」は存在すると見る人は少なかった。

しかし、今回の香港の民間団体による尖閣上陸事件、在北京の日本大使の車両襲撃事件などをめぐって、日本のマスコミでは盛んに「中国世論」の存在に焦点が当てられた。例えば8月30日付の朝日新聞国際面の解説記事は、大使の車を襲ったグループへの取り調べ開始を受けて「事件の焦点は当局がどのような処分を下すかに移る。中国政府は（略）日本に厳しい世論の動きをにらみながら難しい判断を迫られそうだ」と、中国の大衆世論の動向に注目している。

一方、同31日付の読売新聞国際面では、中国のインターネットサイトの調査で、大使車襲撃を支持する回答が回答者5万3000人のうち82%に達したと伝えている。しかも、この記事では、中国当局が事件発生直後の27日に、事件に関して当

局の発表以外に独自報道はしないよう規制する通達を出していたと報じている。つまり、こうした事件では中国のマスコミが発表以外の記事を書くこともあり、またそれを規制する場合もあることを示唆している。さらにこの記事で興味深いのは、日中関係筋の発言として、中国の公安当局が「ネット世論を気にして（容疑者への）処分があまりに終わるようなら、中国国内で『愛国無罪』（愛国的行為ならば罪に問われない）の風潮が強まってしまふ」と述べたと、紹介している点だ。関係筋とは通常、日本大使館高官の発言を指すから、日本の外交当局も中国の大衆世論の存在を前提にして、中国政府や大衆世論に向けてけん制発言を展開したことになる。

## 見えにくい「世論」の正体

このように注目される「中国世論」だが、本当に実体があるのだろうか。「大使車襲撃支持8割」が本当に世論を反映した数値なのだろうか？ 記事には、どのような調査に基づいたデータなのか、説明がない。このサイトを改めて開いてみると、事件に関する特集ページの中に襲撃を支持するかしないかの「投票コーナー」があり、中国版ツイッターの「ミニブログ」から投票するシステムになっていることが分かった。要するに、無作為で回答者を抽出して調査した、いわゆる「世論調査」ではなく、この特集ページを開いた読者が勝手に投票したものにすぎない。このよ



尖閣諸島魚釣島（奥）の北東沖を航行する中国の海洋監視船（左）と並走する海上保安庁の巡視船「いしがき」=9月14日、共同通信社機から

うなデータをまるで世論調査の結果のように受け止めれば、中国世論を読み違えてしまう。ちなみに、同じサイトの石原慎太郎特集では、石原知事は「狂ったイヌと思う」「素晴らしいと思う」の二者択一調査があり、「狂った犬」は47%、「素晴らしい」は53%で、石原都知事が大喜びしそうな結果が掲載されている。中国でも、こうした「投票」はゲーム感覚のお遊びでしかないのだ。

香港の民間団体の尖閣上陸を受けて北京の日本大使館前に集まった抗議デモの参加者は、テレビ

のニュース画面をどう見ても数十人。両国のマスコミ関係者の数の方が多いほどだ。その後、発生した地方でのデモは、上海や広州などといった大都市ではなく、筆者のような中国研究者でさえ普段耳にすることのない山東省日照市や浙江省諸暨市で起きた。これは一体どういう現象だろうか。

また、先に紹介した読売の記事では、中国のメディア関係者は、「事件の対応を誤れば中国国民の反日感情はさらにこじれ、反日デモが拡大しかねない。当局は事件の報道を減らすことで批判も封じ込めたい思惑だ」と語っている。大使車襲撃事件の犯人に対しては刑事処分ではなく、それよりはるかに軽い行政処分で済ませた。中国のメディア関係者の発言の真意は、行政処分では日本の世論にとっては軽過ぎるかもしれないが、中国世論を鎮めるためには、この程度が適切だと言いつつ、先にかに聞こえる。中国メディア研究者の発言も、先に紹介した「日中関係筋」の発言も、どうやら「世論」を持ち出し、相手をけん制する道具として使っているようだ。

こうなると、世論はそれぞれが勝手に都合良くつくり上げた「空論」ということになってしまいかねない。しかし、05年当時、ほとんど問題にされなかった「世論」が今回、盛んに議論されるようになったわけだから、全くの「空論」と片付けるわけにはいかないだろう。

混乱を避けるためにも、「世論」という言葉を定義しておく。参考になる議論として紹介した

のは、京都大学大学院の佐藤卓己准教授の「世論」と「輿論よろん」の二分法である。戦後、当用漢字の使用制限によって、一般的に「輿論」を「世論」と表記するようになったが、戦前は有識者の間ではっきり区別され使用されていたという。佐藤准教授の研究では「世論とは世上の雰囲気である。責任ある輿論とは異なるものとされている。明治期の『和英大辞典』（F・ブリントクリー編）では、輿論=Public opinion（公論）と世論=Popular sentiment（民衆感情）には異なる訳語が付されていた」という。

この二分法に従えば、「中国世論」は十分かつ多様な情報と自由な議論を通して形成された「輿論」ではなく、さまざまな制約によって移り変わる社会的な雰囲気ということになる。「輿論」はあくまで理想型であって、「中国世論」を金科玉条のように捉えてはいけない。必要なことは、それがどのような環境、制約の下で形成されているのかを、実態に合わせて分析していくことだ。

#### 大衆が表現の手段を持った

社会的な雰囲気としての「世論」は、党や政府の方針、メディアの報道などによって萎縮したり、膨張したり、爆発したりもする。中国社会の変化、とりわけ市場化、情報化の進展は目まぐるしく、メディア環境も変化を極めていっている。メディアの大衆化、商業化によって、計画経済社会では考

えられない大衆社会が誕生した。日本と中国の力関係が大きく変容し、領土問題などこれまで潜伏していた摩擦が顕在化するようになった。

40年前の日中国交正常化交渉の前夜、国民の中に存在した侵略の記憶に基づく根強い関係正常化反対の声に対し、周恩来首相らが陣頭指揮を執って、ソ連の覇権主義との対抗上、日本との連携の必要性を説得して歩いたといわれる。当時から中国の国民の間に、政府とは異なる「世論」が存在していたことになる。

ただ、40年前と大きく異なるのは現在、中国の大衆が自身の声を発信し、「世論」として結集し、表現の手段を持ったことである。中国のインターネット利用者の数は既に5億人に達し、特に携帯電話を使ってインターネットにアクセスする人は3・9億人に上る。ミニプログラムの利用者も2・7億人を数える。大衆は民間プロバイダーのポータルサイトや新聞、テレビなど伝統メディアのウェブサイトに提供するインターネット論壇や投票コーナー、中国版ミニブログに参加し、民意を積極的に表明するようになった。

大衆に情報を提供する新聞やテレビなどの伝統メディアも、90年代半ば以降の高度成長と並行して急速に発展した。市場経済の進展に伴って、大衆は経済をはじめさまざまな情報を求め、所得の向上は新聞や雑誌の購入を可能とし、広告需要は飛躍的に高まった。有線テレビの普及によって、都市部の住民は数十チャンネルのテレビ番組を視

聴できるようになった。日本でよく知られる「人民日報」などの機関紙とは別に、大衆向けの商業紙が各都市で相次いで創刊し、「都市報」と呼ばれている。街頭の新聞スタンドで販売されているのは、高度成長以降に創刊した「都市報」や経済専門紙、生活情報紙、週刊誌が主流である。

ほとんどの大衆紙は党機関紙組織が発行し、発行集団を形成している。発行集団の財政を支えるのは大衆紙である。人民日報社は傘下に北京市で発行される都市報「京華時報」、さらに大衆向けの国際問題専門紙「環球時報」を抱えている。環球時報は自称200万部という中国で指折りの発行人部数を誇り、日中関係が危機に陥ると、しばしば日本のマスコミでも取り上げられる有力紙である。またウェブサイトの「人民網」も大衆の間に大きな影響力を誇っている。

### ネットも当局が厳重管理

大衆がマスコミやインターネットを利用して情報を収集し、自身の意見や主張を発信し、「世論」を形成する——こうした状況は20世紀末から始まった。05年の反日デモの時には、日本ではまだそうした中国社会の変化について認識が浅く、「愛国」反日教育」原因説がもてはやされたのである。しかし、今回ははっきりと「世論」の存在が問題にされるようになった。

大衆メディアが急速に発展し、大衆が発信手段を持ったことで、一見自由な言論空間が出現した

かに見える。だが、責任ある「輿論」が形成される状況が生まれたかと言えば、既に紹介した読売の記事中にも報道規制に触れた部分があったように、全く自由な言論空間ではない。大衆メディアが当局の規制下にあるだけでなく、インターネットでさえ厳重に管理されている。ツイッター、検索サイト、動画サイトなどインターネットのサービスは完備されているかのように見えるが、いずれも「中国版」という注釈が必要なようだ。中国政府が管理できないインターネットサービスには中国国内から直接、アクセスできない。それどころか、中国の大衆はCNNやBBC、NHKなどの国際放送も見ることができない。中国のメディア、言論、インターネット空間は外部と閉ざされている、極めて中国的な空間となっている。多様で豊富な情報に基づいて、自由な討論を通して「輿論」が形成されているわけではない。

ただ、インターネットはパーソナルなメディアであり、完全な管理、コントロールは難しい。しかも、反日運動は社会的混乱をもたらさない限り、時に「愛国」という大義名分もあって、当局には抑え切れない側面がある。従って中国当局は目下、いかにインターネット世論を誘導するかに躍起となっている。

### 閉ざされた空間から、いびつな対日世論

国際問題、特に日中関係をめぐってどのような「世論」が形成されるのか、中国という特殊な環



満州事変の発端となった柳条湖事件から81年の9月18日、北京の日本大使館前を毛沢東主席の写真等を掲げてデモする民衆。(EPA＝時事)

境の中で具体的に検討してみよう。

日本の「言論NPO」（工藤泰志代表）と中国英字紙「チャイナデリー」の共同世論調査で、相手国の情報を得る手段として「ニュースメディア」を挙げた人は日本で96・3%、中国で84・3%と高い比率を示した。興味深いのはその報道についての評価の違いだ。中国では自国のメディアの日本報道が客観的だと答えた人が64・4%に上るのに対し、日本では23・9%しかいなかった。しかも、自国メディアに高い信頼を寄せる中

国では、日本への訪問経験者が1・6%、「多少とも話をする日本の友人がいる」が3・0%と、ステレオタイプな日本イメージを修正する手段を持つていないことも分かった。

中国の国際報道に詳しい西茹・北海道大学准教授によると、その特質は①情報源が統一管理されている②中国政府の外交方針に一致させる③国際報道であっても、中国の国益と国内の政治、社会の安定を考慮して報道方針を決める——の3点にあるという。①に関して言えば、大衆紙が出現し、一見多様な報道がなされているように見えるが、実は国際報道に関しては国営新華社通信、共産党機関紙人民日報の報道を転載したり、それを書き直して報道したりすることが基本になっている。大衆紙は日本に常駐特派員を派遣することを許可されていない。自国メディアが客観的と答える人が多いのは、客観的かどうかを検証する情報を持っていないからと考えた方が良さそうだ。

②に関して言うと、06年に両国政府は「戦略的互恵関係」の構築で合意したが、その際、中国は初めて日本の戦後の平和的な建設を評価した。これによって、中国のメディアは初めて日本の現状について、積極的な前向きな情報を発信できるようになった。だが、日本に関する報道は相変わらず低調である。そもそも中国の大衆は日本の大衆が中国に抱くほど日本に関心はない。中国政府も日本の対中政策をうかがっていて、積極的な日本報道を奨励していない。

筆者と長年、共同研究を行ってきた中国社会科学院ニュースメディア研究所の劉志明研究員は、05年の反日デモをめぐる中国メディアの内容を分析し、党機関紙、大衆紙、インターネットのポータルサイトの順に、対日報道でマイナス報道が増えることを明らかにした。それは大衆への影響度や商業化の度合いを示す順でもある。各種メディアのうち最も影響力の高いのは、ポータルサイトのニュースページである。5億人を超えるネットユーザーのうち80%以上の人がニュースサイトを閲覧している。日刊紙の1日当たりの総発行部数が1億部であるから、その影響力の強さが分かる。だが、中国当局はポータルサイトに対して、管理上の必要から基本的にニュースの取材権を与えていない。ポータルサイトは、中国の新聞やテレビのニュースサイトの情報を転載したり、加工したりして報道する。しかし、ポータルサイトは民間の営利組織であり、アクセス数によって広告の営業成績を競う。従って、読者の注目を引くセンセーショナルな情報を新聞のサイトから収集し、その「凝縮版」を提供する。日本報道であれば、反日であれば反日であるほどアクセス数が増えることになる。

中国の大衆は政府の愛国主義教育を必ずしも全面的に受け入れているわけではないし、教育を受けてすぐ行動に移すわけではない。むしろ単純化して言えば、反日のフィルターで、より純度の高い「反日報道」をネット上で読んで、愛国主義教

育の正しさを確信し、反応する。

中国傳媒大学の趙瑞琦助教授は自著『インターネット愛国主義』（同大学出版社）の中で、「日中双方には矛盾がかなりあり、日本国内のさまざまな良くない動向と日中間の摩擦は国家の命運に関心のある中国人の注意を引き付け、討論と警告と懸念を呼び覚ます」「中国と一部の隣国との領土、海洋権益の争いは日増しにネットユーザーの注目を集め、一部の人びとの間に国家の外交政策に対し誤解と曲解が生まれ、ネット上には過激な言論があふれる」と指摘している。

市場経済の進展に伴うメディアの商業化、大衆化さらに中国当局のメディア規制が連動し、間欠泉のように反日の声が噴き上がる。そこでは石原都知事のような言動が刺激剤として作用する。

### 世論誘導の確立を図る中国当局

中国当局にとって、大衆世論の炎上は外交上も、国内の安定面でも好ましくない。従って、世論が一定程度のレベルに盛り上がってくると、炎上しかねないサイトを閉鎖させたり、また党機関紙や大衆紙に反日の高まりを抑える評論などを掲載させたりして、沈静化を図るのが常だ。

世論を管理し、当局にとって良好な状況に世論を誘導することは、対日関係に限らず中国当局の最高方針となっている。北京オリンピックの開催年の08年、中国はチベットの騒乱に始まり、四川の大地震、聖火ランナーへの妨害問題などで大き

く揺れた。中国にとって内外に中国の改革・開放政策の成果をアピールし、「大国」中国にふさわしい国家イメージを示す年であったが、日本を含む西側メディアの報道は中国のマイナスイメージを強調し、「中国を悪魔化する」報道として中国の大衆を怒らせた。北京オリンピック開催直前の6月、胡锦涛総書記は人民日報社を訪問し報道、宣伝の大方針をこう示した。

「われわれが前進する道筋において、得難いチャンスとともに、厳しい挑戦にも直面している。チャンスをしつかりつかみ、経済、社会をより良く、より早く発展させていく必要があるが、挑戦に対処するに当たって『平時において乱を忘れず』の精神で時々刻々、各方面の困難とリスクに対応する必要がある。特に注意すべきは当面、世界的規模で、各種の思想、文化交流の融合と角逐という相異なる現象が頻繁に起こり、『西側が強く、われわれが弱い』という国際世論の構造がまだ根本的に変わっていない点だ。ニュース世論領域の闘争はさらに激化し、さらに複雑になるだろう。このような状況の下で、ニュースの宣伝活動の任務は一層難しくなり、責任は重大である」

こうした方針の下で、メディアの管理強化やインターネット世論の誘導が本格的に進められた。ツイッターを武器に中東社会を席卷した「ジャスミン革命」が中国では全く機能しなかったことを見ても分かるように、インターネットを含む中国の世論管理、誘導能力のレベルはかなり高い。多

少のタイムラグや混乱、暴力を伴うが、反日世論であれ、反日デモであれ、中国当局はそれを抑え込む力を十分に備えていると、筆者は見ている。

### 中国当局のジレンマ

もちろんメディアを管理する能力を持つとはいえ、その操作、運用には困難が伴う。中国当局の本音は、反日デモが炎上し過ぎ、社会的な混乱に陥る前に、落とし所を見つけ手を打ちたい。だが、外交においては相手方がいて、相手方の動向が事態を大きく左右する。相手方の出方が十分予測できれば、運用は比較的たやすいが、野田政権、民主党の対中政策はあってないようなもので、落とし所も見いだせない。ましてや、次の政権の方針となるとお手上げだ。政権の行方が決まるまで、官民挙げて強硬な姿勢を展開することになろう。ここで下手に出て反日世論を抑え込もうとしたら、日本の出方次第でかえって、火に油を注ぎかねない。

ましてや「世論領域の闘争の激化」を口にした胡锦涛政権としては対日歩み寄りを図るわけにはいかないだろう。大国外交としては寛容な近隣政策の必要性を認識していても、国際社会では大国にふさわしい国家イメージを得られない。国内では過去の被侵略という被害者意識にとらわれたままの大衆を抱える。大衆世論がむき出しの形で国際社会に発信される時代の中国当局のジレンマは、まだまだ続きそうだ。

## 日韓関係の行方

## 李大統領の竹島上陸の背後に慰安婦問題

政府の不作為は違憲と憲法裁  
韓国側の危機感を日本は読み取らず

平井久志

(共同通信社客員論説委員)



韓国の李明博大統領が8月10日に、日韓間で領有権をめぐり対立している竹島（韓国名・独島）に韓国大統領として初めて上陸したことで日韓関係が一気に冷却化した。さらに李大統領は天皇訪韓について言及し、謝罪を訪韓の条件とするような発言をして日韓関係はさらに悪化した。一方で、香港の団体が8月15日に尖閣諸島（中国名・釣魚島）に上陸し、強制退去になった。日本政府は9月11日に尖閣諸島を国有化し、中国がこれに強く反発し反日デモが全国に拡大するなど日中関係も急速に悪化している。日韓関係、日中関係が竹島、尖閣諸島をめぐる対立で急激に悪化しているが、本稿では李明博大統領の竹島上陸の背後にどのような経緯があったのかを検証し、日韓関係の今後について考えてみたい。

李大統領も元首が竹島に上陸することが日韓関係に深刻な影響を及ぼすことは分かっていたはずだ。一方で、韓国は「独島」を現実的に実効支配している。その現実を見れば、この問題で日韓関係を壊してしまうのは韓国にとっても得策ではない。李大統領はそれを分かっている、なぜ上陸したのか。そこで見えてくるのは、日韓のもう一つの懸案問題である従軍慰安婦問題と、任期末で実績のない李大統領の焦りだ。従軍慰安婦問題をめぐり韓国政府がどのような状況に追い込まれていたのか、李大統領はどう考えたのか、日本はその状況を正確に把握していたのか検証してみたい。

李明博大統領は大阪生まれで、2007年12月の大統領選挙では敵対陣営から母親日本人説や、「ミヨンバク」ではなく「あきひろ」ではないかという攻撃も受けた。一方で、苦学して入学した高麗大学では日韓条約反対闘争を展開し、逮捕された経歴もある。現代グループに入社し、鄭周永会長の下で現代建設社長にまでなった「サラリーマンの偶像」とされた人物でもあり、実利主義者

として日本に對してきた。

前任の盧武鉉大統領は当初、「任期内には（歴史問題を）公式に争点化しない」としていたが、任期後半に入ると島根県の「竹島の日」条例制定や、小泉純一郎首相の靖国神社参拝の問題で激しい対日批判にかじを切った。日本側は盧前大統領の「反日」ぶりにへきえきとしていたために、大阪生まれで経済界出身の李大統領に大きな期待を掛けた。李大統領も就任当初は未来志向の日韓関係を訴え「謝罪せよとは言いたくない」と発言していた。また、厳しい北朝鮮政策を堅持していただけに、対北朝鮮政策でも日米韓の協力を必要とした。その李明博大統領がなぜ豹変したのか？

## 90年代から問題化

従軍慰安婦問題が日韓の間で政治問題化したのは1990年代に入ってからだ。90年11月に従軍慰安婦問題で日本の謝罪と補償を求める市民団体「韓国挺身隊問題対策協議会」（挺身協）が発足した。91年8月にソウル市在住の金学順さんが自分の慰安婦体験について公開証言し、金さんが謝罪と補償を求めて同年12月に東京地裁に提訴した。挺身協は92年1月8日から毎週水曜日にソウルの日本大使館前で「水曜デモ」を開始した。

92年1月17日の盧泰愚大統領との日韓首脳会談で宮沢喜一首相は「朝鮮半島出身の方々が体験されたつらい苦しみを思うにつけ、胸が詰まる思いだ。関係者の証言や発見された資料を見ると、朝



韓国大統領として初めて竹島に上陸し、島を見渡す李明博大統領（右端）（聯合=共同）

鮮半島出身の慰安婦の募集や経営に旧日本軍が関与していた事実は否定できない。本日、改めて慰安婦の方々が筆舌に尽くし難い辛苦をなめられたことに對し、衷心よりおわびと反省を申し上げたい。わが国としては過ちを決して繰り返してならないという反省と決意を持って平和国家としての立場を示し、未来へ向けた新しい日韓関係を築くことに努力したい。政府としてもさらに調査を続けたい」と語った。

さらに日本政府は93年8月に「河野洋平官房長

官談話」を発表した。談話は「慰安所は、当時の軍当局の要請により設営されたものであり、慰安所の設置、管理および慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した」とし、「いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒やし難い傷を負われた全体的の方々に對し心からおわびと反省の気持ちを申し上げる」と謝罪した。また村山富市首相は、戦後50年の95年8月に際して「植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました」とし「ここに改めて痛切な反省の意を表し、心からのおわびの気持ちを表明いたします」との「村山談話」を発表した。

日本では95年7月に「女性のためのアジア平和国民基金」（アジア女性基金）が発足した。アジア女性基金には各界の市民から寄付が寄せられたが、運営費は政府負担であり、医療福祉支援事業などは政府の支出であった。しかし、日本政府は「賠償問題は解決済み」との原則が崩れるのを恐れ、基金が政府主導のものであることを表に出さず、「民間の基金」だと装った。

これに對し韓国の挺対協などの市民運動は、アジア女性基金設置は日本政府が国家の責任を逃れるためのものであると激しく反発した。韓国では97年12月に金大中氏が大統領に当選し、進歩的政権が生まれた。しかし、金大中政権、盧武鉉政権と10年間続いた政権は進歩政権だっただけに、

市民運動などの原則論には弱く、アジア女性基金からの「償い金」などを被害者に伝達することに消極的だった。このためアジア女性基金は十分な役割を果たせず、2007年3月に解散した。

#### 憲法裁判所が違憲決定

韓国国内での慰安婦問題をめぐる大きな変化は政治ではなく、司法の側から生まれた。日本のメディアではあまり大きく報じられなかったが、韓国の憲法裁判所は昨年8月30日、従軍慰安婦問題で重要な決定を下した。韓国の憲法裁判所というのは通常の三審制の裁判とは別に、憲法判断だけを専門にした裁判所である。憲法判断においては最終判断であり、大法院（最高裁判所）判決と同じように大きな意味を持つ。

憲法裁判所は「従軍慰安婦の賠償請求権を、韓国の請求権や経済協力に関する協定の第3条が規定する手続きに従って解決しないでいる韓国政府の不作为は憲法違反であることを確認する」という決定を下した。9人の裁判官のうち6人の多数意見だった。同協定の第3条では、両締結国間の紛争はまず外交チャンネルで解決するとし、それでも解決できない場合は仲裁委員会に持ち込み解決するとなっている。

憲法裁判所に「不作为は違憲」と判断されたため、韓国の外交通商省は9月15日に駐韓日本大使館の兼原信克公使を呼び、日本側に慰安婦問題で協議を始めるよう提案した。

韓国で憲法裁判所の決定が下りた8月30日に、日本では民主党代表選で勝利した野田佳彦氏が第95代内閣総理大臣に指名された。その意味では野田首相は誕生の瞬間から、韓国の従軍慰安婦問題を抱えてのスタートだったが、首相の脳裏にそんな思いは何もなかったであろう。

野田首相と李明博大統領は9月21日（日本時間22日）にニューヨークで、10月19日にソウルで第1回、第2回の首脳会談を行っている。李大統領はこの2回の会談では従軍慰安婦問題を具体的に取り上げず、第2回会談で「歴史を忘れず、未来に向かっていくことが両国関係の根幹だ。日本の積極的な努力が必要だ」と強調するにとどめた。

一方、韓国政府は外相会談などでは慰安婦問題の協議を求めたが、日本側の対応は「請求権問題は解決済み」という既存の姿勢に終始し、韓国側から見ればゼロ回答が続いた。

こうした中で、元従軍慰安婦の支援団体がソウルの在韓日本大使館前に慰安婦問題を象徴する「平和の碑」の設置を計画していることが日韓の対立点となって浮上した。挺対協は水曜デモが千回目を迎える昨年12月14日に「平和の碑」の設置を計画した。日本政府は韓国政府がこの碑の設置を認めないよう働き掛けたが、外交通商省は「この平和的な碑が品位の維持に反するかどうか疑問だ」と述べ、設置に反対する理由がないとした。

ソウルの日本大使館前では同日、過去最高の約三千人が参加して千回目の水曜デモが行われ、被

害女性を象徴する少女のブロンズ像「平和碑」を設置した。これに対し、藤村修官房長官は韓国政府に撤去を求める考えを示し、同日午後の会見では賠償請求権について「日韓請求権協定により完全かつ最終的に解決済みだ」と述べ、日韓の対立が浮き彫りになった。

### 慰安婦問題に大半割いた第3回首脳会談

こうした中で第3回首脳会談が12月18日、京都で行われた。李大統領は「日韓関係の障害となっている慰安婦問題を優先的に解決する真の勇氣を持つ必要がある。首相の大きな見地からの政治的決断を期待する」と強調し、約1時間の会談のうち約40分間は慰安婦問題に費やした。これに対し野田首相は「悪影響を及ぼさないよう共に大局的見地から努力することが大事だ。慰安婦問題について日本の法的立場は決まっている。決着済みだ。これからも人道的な見地から知恵を絞っていきましょう」と答え、従軍慰安婦を象徴する少女の像を早期に撤去するよう求めた。李大統領は「誠意ある措置がないならば第2、第3の像ができる」と述べたが、野田首相にその意は伝わらなかった。李大統領は過去2回の首脳会談では慰安婦問題に言及せず、外相レベルに議論を委ねたが、日本側に姿勢の変化がなく、この日の会談で全面的な展開となった。だが、野田首相が理解を示すどころか少女の像の撤去を要求したことに、李大統領は反発を覚えたようだ。

日本側は、韓国側の慰安婦問題に対する危機感を全く読み取ってなかった。「解決済み」で突き放せば何となるという甘えがあった。韓国の金星<sup>キムソン</sup>煥<sup>ファン</sup>外交通商相は今年1月25日、外交担当閣僚としては初めて元従軍慰安婦の女性2人と面談した。元慰安婦（83）は金氏に「外交通商省は（問題表面化以降）20年間何をやってきたのか。どちらの国の役所か」と強い口調で抗議した。

李明博大統領は独立運動記念日の3月1日、ソウル市内で演説し、従軍慰安婦問題を「早期に解決しなければならぬ人道的問題だ」と述べ、日本に解決へ向けた努力を要求した。李大統領が同記念日の演説で慰安婦問題を取り上げたのは初めてで、日韓両国が本当の同伴者であるには「歴史の真実から目を背けない本当の勇氣と知恵が必要だ。（元慰安婦の女性たちが）亡くなれば問題が解決するのではなく、日本は解決の機会を永遠に失うことになる」と強調した。

### 実らなかった水面下の動き

野田首相と李大統領は北京で5月13日に4回目の首脳会談を行った。李大統領は慰安婦問題について「京都での会談で取り上げた案件について前向きな検討をお願いしたい。歴史を直視する基礎に立ち、知恵を集めれば両国関係はさらに強固になる」と述べ、早期解決への日本側の努力を促したが、野田首相は「大統領と共に知恵を絞りたい」と応じるにとどめた。



ソウルの日本大使館前に設置された従軍慰安婦の被害女性を象徴する少女のブロンズ像=2011年12月(共同)

日本の側でこの慰安婦問題の前進に何の動きもなかったわけではない。民主党の前原誠司政調会長が昨年10月10日に訪韓し、金星煥外交通商相と会談した。金外交通商相は、従軍慰安婦問題の賠償請求権について日本側に協議を要請し、前原氏は「歴史問題に関する日本政府の考えは不変だ」としながらも「人道的な観点から考える余地がなか、知恵を出し合って静かな環境で議論したい」と述べた。前原氏は帰国後、既に解散した「アジア女性基金」関係者とも会い、斎藤勲官房副長官など政府側とも協議したようだ。

斎藤官房副長官は4月20日に李大統領宛ての野田首相の親書を持参して訪韓し、韓国政府側と慰安婦問題に関し協議した。複数の韓国メディアは、野田首相が李大統領に、武藤正敏駐韓大使が元慰安婦の女性らに、それぞれ謝罪すると日本政府が提案したが、日本側が法的な責任を認めていないため韓国政府が拒否していたと5月31日に報

じた。しかし、日本政府は提案したこと自体を「事実無根」と否定した。

前原政調会長や斎藤官房副長官がこの問題の前進のためにどのような具体案を検討したかは不明だが、結果的には何も実現しなかった。

李明博大統領は「経済大統領」という国民の期待の中で08年2月に就任した。選挙では、年間の経済成長を実現し、10年以内に国民1人当たりの国民所得を4万ドルにし、世界で7番目の経済大国になるという「大韓民国747」を公約に掲げた。

しかし、米国産牛肉の輸入問題で政権スタート時から大規模デモが起こり、08年秋にはリーマン・ショックに襲われ、経済公約は挫折した。また、厳しい対北朝鮮政策を続け、南北関係も緊張が続いた。国民の高い期待の中で登場したがこれという実績もないまま、政権末期を迎えた。6月29日には国民の強い反対で、日韓秘密情報保護協定の署名式を当日になって延期する失態を演じた。それまでに側近たちが不正腐敗事件などで相次いで逮捕され、7月10日には実兄の李相得元議員も逮捕され、レームダック(死に体)化が急激に進んだ。

#### 申大使に妥協案提示を密命したが

李明博大統領は7月17日ごろ、申珪秀駐日大使をひそかにソウルの青瓦台(大統領官邸)に呼び、慰安婦問題を検討したという。李大統領はあ

る種の「妥協案」を申大使に提示し、これを日本側が了承するかどうかを報告するように指示した。申大使は日本へ戻り、日本政府関係者に打診したが、結局は「不可能」という報告をしたとみられている。この報告を受けて、李大統領は「竹島上陸」を決意した。

李大統領は9月5日に日本問題専門家との懇談で「慰安婦問題は日本が決断さえすれば、すぐ解決できるのに」と日本の姿勢を批判し、竹島上陸は日本が慰安婦問題で姿勢を変えないことへの反発が動機であったことを認めた。

大統領の竹島上陸が日韓関係全体や、対北朝鮮政策などでの日韓協調に悪影響を及ぼし、大局観での判断を誤った行動であったことは明らかだ。恐らく、李大統領の頭の中にあつたのは支持率の向上でもない。政権のレームダック化は回復不可能なところまで進んでおり、竹島に上陸し支持率が上がってもそれは一時的なものだ。李大統領の決断の最大の動機は「自分の業績」を残すことだったとみられる。

韓国慶尚北道は8月19日、竹島に「独島守護標石」と名付けた李大統領直筆の石碑を建てた。石碑は高さ1・2メートルで、表にハンゲルで「独島」、裏に「大韓民国」、側面には「2012年夏 大統領 李明博」との文字が刻まれている。石碑は本来、解放記念日の8月15日に除幕式が行われる予定だったが、荒天で19日になった。「韓国大統領として初めて独島に上陸した」ことを示すこの

碑の建立こそが、慰安婦問題と並ぶ李大統領の竹島上陸の理由だ。

しかし、この碑の土台部分が環境保護当局の許可を受けずに設置されたことが発覚、土台を撤去するというお粗末ぶりを発揮した。これだけを見ても李明博大統領の竹島上陸がそんなに前から周到に準備されたものでなく、直前に思い付きで行われたことを示している。

### 慰安婦で適切対応すれば防げた

竹島の領有権をめぐる解決はほぼ不可能だ。65年の日韓基本条約の締結時にもさんざん議論されたが、解決しなかったからこそ棚上げされた。「棚上げ」が一つの知恵だったと言える。

日本は江戸時代の17世紀半ばには領有権を確立し、幕府は鬱陵島への渡航は禁止したが、竹島への渡航を禁止しなかったのは外国領でなかったからだとする。さらに05年に島根県に編入し、竹島を領有する意思を再確認したと主張している。

韓国は三国時代の6世紀から独島は新羅に所屬していたとし、古文献にも「干山島」として記述されていると主張する。盧武鉉政権期に、日本が05年に竹島を島根県に編入したことは、日本が朝鮮半島を10年に植民地とする前段階の措置であるという認識が強まり、竹島問題が領土問題だけでなく歴史認識の問題にもなった。竹島問題は今や、韓国の自尊心やアイデンティティーの象徴となっている。

日本政府の大きな失敗は、今回の李大統領による竹島上陸問題は、実は慰安婦問題であるという認識がほとんどなかったことにある。日本政府が慰安婦問題に適切に対応していれば、李大統領の竹島上陸は恐らくはなかった。領土問題である竹島問題では妥協は困難だが、慰安婦問題での妥協は難しくとも不可能ではない。日本外交に慰安婦問題に関する危機意識が欠如していた。「解決済み」という常とう句を繰り返していればよい、という惰性が外交を支配していた。

韓国政府が認定した元慰安婦のハルモニ（おばあさん）は234人だが、今年3月14日現在での生存者は61人。李大統領が独立運動記念日の演説で指摘した「元慰安婦の女性たちが」亡くなれば問題が解決するのではなく、日本は解決の機会を永遠に失うことになる」という言葉は、その通りだ。日本政府が61人の人々に何かをする姿勢を示さず、「既に解決済み」という姿勢を繰り返すだけでは、日韓関係の前進はない。

もちろん、大局観を失って竹島に上陸した李大統領に最大の非があるにしろ、民主党や日本の外交当局が憲法裁判所の決定という事態を理解し、従軍慰安婦問題に危機感を持って対応していれば、今回の竹島上陸は防げたはずである。

いや、むしろ、事態はもっと深刻だ。野田首相は慰安婦問題に関連し「強制連行したとの記述を文書で確認できず、日本側の証言もない」とし、松原仁国家公安委員長に至っては「河野官房長官

談話」の見直しを語った。安倍晋三元首相、石原慎太郎東京都知事、橋下徹大阪市長も河野談話を批判し、韓国側は強く反発している。河野談話の見直しは、日本の「謝罪」を疑う世論を一気に広げるであろう。そして、韓国だけでなく、米国を含めた国際世論の激しい批判を受けるだろう。

次期政権を奪還する可能性が高いとみられている自民党の総裁選に立候補した政治家たちは「美しい日本」「凛とした日本」「毅然とした態度」などを並び立てている。

領土問題の解決は究極的には戦争しかない。戦争ができない場合は、実効支配している側が圧倒的に有利だ。日本は竹島、尖閣諸島、北方領土という三つの領土問題を抱えるが、この三つが同時に緊張すれば極めて困難な立場に陥る。中国は尖閣問題で経済など他分野の問題と連動させてくる可能性がある。中国の一部メディアでは領土問題で中国、韓国、ロシアが統一戦線を組もうという主張まで登場し始めている。

従軍慰安婦問題は日本がいくら頑張っても、日本の植民地支配が生んだ「美しくない」「凛とした」とい問題であり、道徳的な優位性は全くない。61人のハルモニの気持ちに届くような対応をすべきだろう。今後、ますます大国化する中国にどう対応するのか、北朝鮮をどう誘導するのかなど日韓関係がますます重要になる。竹島問題での対立を経済や社会・文化に拡大して日韓関係全体を壊す愚を犯してはならない。

# 実は五十七次に延びていた「東海道」 広重に押され五十三次が定着

志田 威 たけし

〔東海道町民生活歴史館〕館主、元JR東海専務取締役



近年、東海道をはじめ旧街道を訪ねる人が増えている。私はたまたま旧東海道の宿場町である蒲原宿（静岡市清水区）に生まれ、また国内観光にタッチしてきた者として、さまざまな場所で旧東海道の魅力をお話してきた。今春に『東海道五十七次の魅力と見所』（交通新聞社刊）と題する小冊子を出したこともあり、多くの方と触れ合う機会を得た。その過程で「東海道が五十七次というのは初耳」との反応を得続け、東海道＝五十七次説の浸透度の低さに驚愕している。

関西地区においてさえ、東海道の大坂延長を知る人は1%にも満たない。江戸時代の重要な施策が後世に正しく伝えられていないことに衝撃を受けると同時に、江戸期の伝承方に疑問を抱かざるを得ない。東海道とその伝馬制は、交通のみならず幕府の統治政策の根幹である。その管理実態を無視するのはあまりに問題が大きい。

## 豊臣家滅亡後に幕府が大坂まで延伸

徳川幕府は慶長20（1615）年の「大坂夏の陣」で豊臣家を滅亡させると、東海道伝馬制の大

坂延伸に着手し、大津（京都間の髭茶屋追分（通称・大津追分）から大坂に向けて街道を整備し、この間に4宿を設け、その結果、東海道は最終的に五十七次となった。東海道伝馬制が大坂まで延伸されても、京都・三条大橋までの伝馬制はそのまま維持され、京都までの旅は五十三次として明治初期まで続いている。従って、京都まで旅した浮世絵師の歌川広重がその旅を描いて「東海道五十三次」と名付けたのは極めて自然であり、私は別に広重の命名に異を唱えているわけではない。

幕府が江戸（大阪間を東海道として管理していたことは、幕府道中奉行が天保14（1843）年に調査し、安政年間にまとめた「宿村大概帳」で明らかである。これは主要街道の全宿駅について詳細に調査し、その結果を記載したもので、品川宿から守口宿までの57宿は東海道として具体的に記述されている。主要道各宿の男女別人口、戸数、本陣、脇本陣、旅籠や問屋場、高札場などの数から道幅、川幅、宿建人馬数、伝馬料金に至るまで記録されており、現在の各自自治体の歴史資料もほとんど、この宿村大概帳に基づいている。

大坂夏の陣と東海道の大坂延伸は2代将軍秀忠の時代のことだが、いずれもそもそもは父家康の意向といわれる。大坂の直接支配と、そこまでの街道管理は全国統一への家康構想に沿ったものと考えられる。

教科書では昔から広重の「東海道五十三次」を紹介しているが、この浮世絵は往時の旅や街道の生活、景色などを正確に伝える見事なものである。街道文化を学ぶに当たり、広重にどれだけ感謝してもし切れない。広重は天保4（1833）年に「東海道五十三次」を発表し、好評を博した

ことから版を重ねる。この浮世絵は幕府が朝廷に御馬を献上する八朔行事に広重が随行し、その旅の印象を絵にしたといわれる。従って、日本橋から京に至る53宿を旅したにすぎず、大坂までの東海道延伸部には足を延ばさずに、江戸へ引き返している。

主要道について一斉に調査したのは江戸時代にはこの天保14年調査だけで、この宿村大概帳は信憑性が高く、非常に貴重である。現在、東京・大手町の通信総合博物館に保管されている。この内容は文部省の支援を受け、昭和40年代に兎玉幸多氏の手で『近世交通史料集』としてまとめられた。この書で東海道の57宿が確認でき、日本橋から大坂高麗橋までの距離は百四十里（550キロ）弱であったことが分かる。現に伏見宿跡には「東海道54番目の宿」と記載され、守口では「東海道57番目の宿場である守口宿……」などの説明があ



東海道24番目の金谷宿（静岡県島田市）から25番目の日坂宿（掛川市）へ抜ける急坂、菊川坂の石畳（筆者撮影）

る。このように、関係自治体も江戸期は東海道の宿場町であった旨の解説をしている。

### 参勤交代時に「京に立ち寄るな」と指導

明治以降の日本の教育は、幕府の主要な統治施策として、日本橋を基点とする五街道の整備と管理を教えてきた。だが、各街道の詳細に触れない一方で、町民文化の台頭と「広重の東海道五十三次」を紹介し、その結果「東海道は京都まで」という不正確な認識が定着してきたのである。

「歴史は勝者がつくる」と言われるように勝利

者による一方的な解説が伝えられることがあり、また長い歴史の中では津波や大火により記録が消滅し、事実関係が不明ということも多々ある。だが、江戸時代の主要道管理は幕府直轄事業であり、道中奉行の記録に間違いはあり得ない。

家康が慶長5（1600）年9月に関ヶ原の戦いで勝利するや否や、翌6年正月に東海道に約40の宿駅を選定し、まず江戸と京都間に伝馬制を開始したのは伝馬朱印状がある程度残されており、間違いはない。慶長7年に大津宿を追加したのははじめ徐々に宿駅を増やし、寛永元（24）年に庄野宿（三重県鈴鹿市）を追加、これにより江戸と京都間は53宿となった。

しかしこれより早く、大坂夏の陣直後に大坂延伸を決断し、元和5（19）年までには追加4宿が設けられている。宿村大概帳は宿駅選定期に触れていないが、江戸時代265年の歴史の大半において「東海道は大坂まであった」ことは動かし難い事実である。しかも、大坂延伸後に幕府は西国大名に対し「参勤交代の際、京に立ち寄らない」よう指導し、大名の朝廷接近を妨害しているのだ。

このような幕府の管理実態を考慮すれば「当初の東海道は京都までだったが、幕府は大坂夏の陣後に大坂まで延伸し、東海道は江戸日本橋から大坂高麗橋までとなり、この間に57の宿駅を置いた」と伝えるのが望ましい。

### 東海道の見どころを紹介

日本橋から旧東海道を西に向かうと、関東大震災での被災や近年の沿線開発もあり、寺社建築以外に江戸期遺構は見掛けないが、箱根路に入れば鬱蒼とした杉並木やこけむす石畳が続き、往時の雰囲気味わえる。雲助入道が出没した山道の一人旅は、さぞかし不気味であったらうと同情したくなる。

三島には「三嶋曆師の館」が現存し、月の朔望に合わせた旧曆の仕組みを丁寧に教えてくれる。「毎月朔日は闇夜、15日は満月」となる旧曆では、夜間の明るさは日付とリンクしており、闇討ちは朔日前後が多く、夜までの村行事は月央が多かったという。歴史国道に選定された「間の宿・岩淵・蒲原宿・由比宿」には江戸時代の小休本陣や一里塚、町屋、旅籠、名主土蔵、工場、本陣公園などが残り、倉沢では第15代将軍慶喜のピストルも見ることが出来る。大井川河畔には川越遺跡が復元されている。新居宿（静岡県湖西市）では安政の関所遺構が残る。威風堂々とした巨大建築に旅人は圧倒されたことだろう。

三河に進むと約三百年前の旅籠「大橋屋」が赤坂宿（愛知県豊川市）に、樹齢四百年に及ぶ榎が鳴海宿（名古屋市長区）近くの一里塚に現存し、旅人を癒やした状況は今も変わらない。

関宿（三重県亀山市）には現在も約二百軒の旧家が建ち並び、宿場町の趣を伝え、東海道で唯一



東海道47番目の関宿（三重県亀山市）の街並みと鈴鹿山系（筆者撮影）

の重要伝統的建造物群保存地区となっている。ところで「〇〇が関の山」とか「××君はうだつが上がらない」という表現の語源をご存じだろうか。精いっぱいの意味する「関の山」の語源は「関宿の山車」<sup>やま</sup>。また、「うだつ」とは屋根に載せた防火用の特殊壁のことで、それが上げられないとは「なかなか出世できない」ことを意味する。広重が訪れなかった東海道54番目の伏見宿（京都市伏見区）では、銀座発祥地の「伏見銀座」跡地から戊辰戦争の銃弾跡に至るまで、江戸時代を通じた広範な史跡が見られる。56番目の牧方宿（大阪府枚方市）には、三十石船へ飲食を提供した船宿「鍵屋」が健在で、伏見く大坂間で淀川利用が多かったことを伝えている。57番目の守口宿には秀吉が修築させた文祿堤が残され、付近には「東海道」と彫られた大きな案内石も見られる。

このように伏見宿以遠は川沿いの平たんな街道や淀川の舟旅となり、京までの五十三次とは趣を異にする。今、東海道を歩く方の大半は京都三条大橋で歩みを止めてしまうが、東海道の大坂延伸を知れば必ずや高麗橋へと向かい、川旅との併存に興味を持つことだろう。「東海道」と呼ばれる範囲は、時代等によってかなり異なる。律令時代には伊賀・伊勢から常陸に至る広範な行政区分を指しており、現在の鉄道営業でも在来線は東京く神戸間を、新幹線は東京く新大阪間を指している。現在「東海道は五十七次」として資料整備している沿線資料館は静岡市の当館（東海道町民生活歴史館）の他、滋賀県草津市の草津宿街道交流館、愛知県豊橋市の二川宿本陣資料館があるが、わずかな資料館の解説だけでは全国への周知徹底は不可能なのが現状だ。当館は江戸時代のしゅう製造工場等を活用したささやかな資料館にすぎないが、幕府記録を正確に伝えることを心掛けており、近く天保14（1843）年時点の五街道記録を表示する予定である。

東海道について講演する都度、「東海道は間違いなく大坂までの五十七次になりましたが、皆さんのお子さんやお孫さんにそう教えるのは時期尚早です。学校の試験で『五十七次』と書けば×にされますから」と言い添えなければならぬのは誠に残念である。このような実情を知れば、家康や秀忠も浄土で「絵筆は刀剣より強し」と苦笑しながら、広

重をたたえているかもしれない。

広重が描いてから約百八十年。「東海道は江戸く京都間の五十三次」として全国的に認識されているのを改めさせるのは、大変に困難と十二分に承知している。だが、江戸時代という近代日本を形作った重要期における幕府の街道管理の実態については、一日も早く認識を正すのが望ましい。メディア関係各位のご尽力を切に願いたい。

- (1) 伝馬制 宿駅の人足と馬が隣宿まで旅人や荷物を運び、その先は隣宿の人足と馬がその業務を引き継ぐというリレー方式の街道交通制度。慶長6（1601）年に家康が東海道に制度化した。
- (2) 本陣 大名、勅使など高貴な人だけを宿泊させる施設。
- (3) 脇本陣 普段は一般の旅人を宿泊させる旅籠であるが、高貴な旅人が重なり本陣が対応不可能な際に、本陣の代役を許された上級旅籠。
- (4) 問屋場 各宿場で人馬継立をつかさどる場所
- (5) 問屋 年寄などの役人が人足や伝馬の差配を行った。飛脚差配や宿泊所の世話もした。
- (6) 高札場 定やおきてなどを書き込んだ高札を掲げる場所。高さ1丈（3ト）横2間（3・6ト）ほどの大きなものが一般的。
- (7) 宿建人馬 伝馬制維持のため宿駅に義務付けられた伝馬と人足のこと。幕末の東海道は原則各宿100人、100疋（匹）、中山道は原則50人、50匹で、日光道中などは25人、25疋だった。
- (8) 川越遺跡 大井川は一般の旅人は人足の手引きで徒歩渡りし、金持ちは輦台で越えた。そのための各種施設を復元した展示場。

## 日記で読む昭和史 ⑬

## 弾圧と干渉の東条翼賛選挙

「私は段々恐ろしくなってきた」。太平洋戦争中の1942（昭和17）年4月30日行われた第21回衆院選挙で、故郷・島根に応援に出掛けた徳川夢声は『夢声戦争日記』にこう書いた。「翼賛選挙」と呼ばれたこの選挙に、東条英機首相は政治結社「翼賛政治体制協議会」を設置して臨み、ここが総定数と同じ466人の「推薦候補」を擁立し、圧勝を狙った。一方で「非推薦候補」に対しては激しい選挙干渉、弾圧を行った。

頼まれて夢声が3日間応援して回ったのは非推薦候補。日記にその間の出来事を記している。応援弁士の1人が「天皇機関説に触れて（監視の）警官から注意を受け」、夢声の叔父は「（島根出身者も多い）三十五連隊と連隊の名を言って（軍の機密に触れるとして）危うく憲兵隊に呼ばれるところ」、夢声は「演説の最後に『有権者万歳』という音頭を取って（警官に）取締まり規則違反である」と油を絞られた。候補者は「軍人ハ政治ニ構ワン方宜シイ、というようなことを口走り憲兵隊に引つ張られてしまった」。

この非推薦候補は落選したが、帰京しても夢声の恐怖感は去らず「万一のことあるやもしれず、即ち吉田松陰たる覚悟必要也」（5月2日）。戦後

の首相・鳩山一郎も非推薦の1人。自身は当選したものの、旧政友会以来の同志は「皆枕を並べて討死」。「政府の干渉憎むべし」と怒りを書く（『鳩山一郎・薫日記』5月1日）。

この選挙を東条は「戦争目的の完遂に積極的協力を行う有為の人材を選出するための選挙」と表明した。戦局は緒戦から連戦連勝中。これに乗じて議会を戦争に協力する議員で占め、「国家総力戦体制」の強化を目指した。翼賛協議会は大政翼賛会を中心に在郷軍人会などを糾合した、いわば政府の「隠れミノ」組織。

本体の翼賛会は総裁が陸軍大将の東条自身、副総裁は腹心の陸軍中将安藤紀三郎、事務総長は内務省警保局長、警視総監を務めた横山助成。陸軍・憲兵と内務省・警察が支配する体制である。戦争に非協力的、あるいは自由主義者とみなされた候補者は推薦から排除された。推薦候補には軍の機密費が提供され、末端は町内会や隣組まで翼賛会傘下の組織の全面支援を受けた。

議会開設から連続当選し「憲政の神様」と呼ばれた尾崎行雄は非推薦。選挙運動中に「不敬罪」で拘留、起訴される（44年無罪判決）。新聞は「当局の注意を聞かず不穏当な言辞を弄した」（4月25日付朝日新聞）と書くが、どんな起訴理由かは記事にない。「一票報国」など東条路線に乗った報道しており、書けなかったのだろう。

『愕堂自伝』などによると、尾崎は「巨額の国費を使用する大政翼賛会」が選挙に関与し、翼賛

協議会による推薦制は「官選に等しく、それによる当選者は官選議員。（憲法上民選であるべき）衆院議員の資格はない」と訴えて回った。東京での応援演説で「明治、大正、昭和と世代を経るにしたがって憲法を御制定遊ばした明治天皇の御苦労と、立憲政治を実現するために全力を尽くした祖先の御苦労を忘れて」と批判、「唐様で売家と書く三代目」という川柳を引用した。これが昭和天皇の治世を風刺し不敬に当たるとされる。憲法を据えた尾崎の言説を封殺する狙いである。

尾崎起訴の日の内大臣・木戸幸一の記事。「（百武三郎）侍従長来室、尾崎行雄氏起訴の件につき相談あり、法相の参内を求むるを可とする旨答ふ」。木戸は天皇に拝謁し、岩村通世司法相から聴取するよう直接進言、実行される。木戸日記の記述はこれだけで、天皇の意思は必ずしも明らかではない。しかし、自らに対する「不敬」容疑の中身や、80歳を超えた議事人最長老の起訴に、強い関心と疑念を抱いたことは推測できる。

選挙の当選者は推薦候補が議席の8割を超える381人、非推薦は85人。選挙後には衆院に「翼賛政治会」なる会派が、非推薦組の鳩山らも参加し458人で結成された。無所属で残ったのは弾圧をはねのけた尾崎行雄らわずか8人。東条は究極の「御用議会」化には成功した。しかし、肝心の戦局は約2カ月後のミッドウェー海戦で大敗。これを契機に敗戦への坂を下っていく。

（国分 俊英 共同通信社社友）

## 海外情報

大統領候補指名のTVは視聴激減  
「テレポリティクス」時代の終幕

今年11月に投票が行われる米大統領選挙の候補を決める民主、共和両党の党大会が8月末から9月初旬にかけて行われ、共和党（8月28～30日）はミット・ロムニー氏、民主党（9月4～6日）はバラク・オバマ氏が指名され、選挙戦が熱を帯びてきた。今回の党大会で特徴的だったのは、テレビを中心とする大会中継の視聴者接触が激減したこと、深刻なテレビ離れ、「テレポリティクス」時代の終わりを印象付けた。

ハリケーン「アイザック」襲来の影響で開会を1日延期したフロリダ州タンパの共和党大会のテレビ視聴は、前回2008年を大幅に下回った。ニールセン社によれば、ロムニー氏が大統領候補受諾演説を行った8月30日には11のテレビネットワークが中継し、約3030万視聴を記録したとしている。前回大会でマケイン大統領候補の指名受諾演説中継が3900万視聴だったのと比べると23%減。また前日のポール・ライアン氏の副大統領候補受諾演説中継に至っては、約2200万視聴で、前回にサラ・ペイリン候補が獲得した3700万視聴と比して41%減である（「ハフィン・ポスト」オンライン、8月6日）。

一方、ノースカロライナ州シャーロットで開催された民主党大会中継で、オバマ大統領が再選を目指し行った候補受諾演説の視聴数は3570万。初当選を果たした前回08年中継の際の3840万視聴より7%減となったが、それでも共和党のロムニー大統領候補中継よりも540万多い視聴者獲得である。（ウォールストリート・ジャーナル）オンライン、9月7日）。

今回の党大会中継で特徴的だったのは、共和党大会視聴者獲得でケーブルニュースのフォックスチャンネルが地上放送三大ネットワークを抑えて終始リードしたことだ。例えば8月28日の共和党大会初日中継では、東部時間午後10時台でフォックスニュースは690万視聴と、ネットワーク局で際立った強さを示すNBCの540万、これに続くCBS（330万）、ABC（230万）を上回った。ケーブルニュースでフォックスと競争関係にあるCNNとMS・NBCはそれぞれ約150万。特にCNNは前回08年同時期の320万からほぼ半減しており、CNNのリベラル傾向が敬遠されたとみられる（「ロサンゼルス・タイムズ（LAT）」オンライン、8月29日）。

他方、民主党大会ではフォックスニュースの視聴獲得数は大きく沈んだ。共和党大会がフォックス独壇場だったのに対し、NBCユニバーサルグループ傘下のネットワークNBCと兄弟メディアのケーブル局MS・NBCの視聴獲得が目立った。党大会初日9月4日夜の視聴者獲得数は、NBCが

500万、MS・NBCが410万、CNNで390万、ネットワーク局のCBSとABCは320万、そしてフォックスニュースは240万となった（「LAT」オンライン、8月29日）。

2000年の大統領選挙報道から顕著となったフォックスニュースの保守的・共和党寄りの報道傾向は、12年の大統領選報道で確立した。共和党大会報道でフォックスがトップの視聴者を獲得したこと、そして民主党に批判的なメディアとして民主党大会の獲得視聴者数が伸び悩んだのは、フォックスの立ち位置が視聴者にしつかり浸透した結果とも言えるだろう。

三大ネットワーク局の視聴者獲得が少ない背景には、かつてはプライムタイム（午後7～11時）をフルに中継した路線を離れ、近年は大会開催期間中のプライムタイムに1時間程度中継するにとどまっていることがある。

例えば、クリントン元大統領が応援演説に立った9月5日夜の時間帯は、三大ネットの一角であるNBCがアメリカンプロフットボールの開幕試合中継に踏み切り、党大会中継はMS・NBCに委ねた。かつて、大統領候補を選出する一大政治ショーとして党大会がテレビメディアに大きく位置付けられた時代の終わりを実感させる。既に候補指名が確定しているドラマ性のない政治ショーに対する視聴者の関心低下に対し、既存メディアの報道の取り組みも大きくは変化し始めた。

（金山 勉 立命館大学教授）



中国・新聞出版総署はこのほど、2011年の新聞発行状況を発表した。

8月6日付の「新聞出版報」によると、11年時点で中国全土の新聞は1928紙。平均期総部数は(1回に発行される部数の合計)は2億1517万部、年間総発行部数は467億4300万部、総印張(印張は「ページ」の概念に近い計量単位)は2271億9900万印張、また用紙消費量は522万5600ト、定価総額は400億4400万円だった(1元=12.4円)。

これを前年比伸び率で見ると、紙数が0.6%減、平均期総部数が0.4%増、年間総発行部数は3.4%増、総印張は5.8%増、用紙消費量は5.8%増、定価総額は8.9%増となった。新聞紙数の減少について出版報の記事にコメントはないが、現在進められている業界紙・専門紙の発行体制見直しの影響があるものと思われる。平均期総部数の伸び率が0%台と低迷したのは、リーマン・ショック後09年に1.5%減と前年割れを起こして以来のこと。一方、総印張は前年の伸びこそ下回ったが、5.8%増と比較的堅調だった。

平均期総部数の伸び率を規模別に見ると、対前年でプラス成長したのは省級紙2.5%増のみ。市級紙、県級紙はともに対前年2.4%減、全国紙は同3.4%減だった。

年間総部数の伸び率では、市級紙の対前年6.3%増が最高で、省級紙2.9%増がこれに次ぐ。他方、全国紙は同0.8%減、県級紙は同4.1%減とともにマイナスとなった。

総印張の伸び率では市級紙が10.2%増、省級紙が7.0%増と堅調だったのに対し、全国紙は13.7%減、県級紙は16.2%減で、大幅なページ数減となった。



表1 中国の新聞紙数・部数・印張等

	紙数 (紙)	平均期総部数 (万部)	年間総部数 (億部)	総印張 (億印張)	用紙消費量 (万トン)	定価総額 (億元)
2007年	1,938	20,545	437.99	1700.76	391.17	306.53
2008年	1,943	21,155	442.92	1930.55	444.03	317.96
2009年	1,937	20,837	439.11	1969.4	452.96	351.72
2010年	1,939	21,438	452.14	2148.03	494.05	367.67
2011年	1,928	21,517	467.43	2271.99	522.56	400.44

表2 2011年 規模別・分野別の紙数・部数・印張等 (△=マイナス、—=増減なし)

	規模別				分野別	
	全国紙	省級紙	市級紙	県級紙	総合紙	専門紙
紙数(紙)	217	825	869	17	809	1119
平均期総部数(万部)	2,940	13,064	5,480	34	9,553	11,964
総部数(億部)	68.96	246.39	151.15	0.9	325.43	142.00
総印張(億印張)	199.91	1310.87	759.45	1.76	1915.09	356.90
紙数伸び率	△4.4%	—	△0.2%	6.3%	0.4%	△1.2%
平均期総部数伸び率	△3.4%	2.5%	△2.4%	△2.4%	0.7%	0.1%
総部数伸び率	△0.8%	2.9%	6.3%	△4.1%	3.7%	2.7%
総印張伸び率	△13.7%	7.0%	10.2%	△16.2%	6.4%	2.8%

全国紙は紙数、平均期総部数、総発行部数のいずれもマイナスとなっており、注目される。

(木原 正博 // 日本新聞協会大阪事務所長)

## メディア談話室

## 事件報道の「気になる表現」

藤田 博司

最近、何人かの知人から、ニュース報道の文章で「気になる表現」を指摘された。新聞でもテレビでも、事件報道にしばしば登場する「……が、警察への取材で分かった」というものである。「全く無意味」「何を言わんとしているのか不明」と読者、視聴者は手厳しい。

## 「警察への取材で分かった」？

確かにこの表現、このところやたらと目につき、耳に障る。どんなふうに使われているのか、実際の報道記事で見よう（事例はともにNHKウェブサイトに掲載されているニュースから）。  
【事例1】4日夜、広島市で小学6年生の女の子が、東京の20歳の大学生の男に旅行かばんに

押し込められタクシーで連れ去られた事件で、大学生は逮捕された際、警察官に対して「大学のサークル活動がうまくいかず自暴自棄になり、女の子を乱暴しようと思った」などと話していることが、警察への取材で新たに分かりました。（中略）小玉容疑者は、逮捕された際、警察官に対して、「大学のサークル活動がうまくいかず自暴自棄になり、警察に捕まろうと思った。女の子を乱暴しようと思った」などと話していることが、警察への取材で新たに分かりました。（9月5日）

【事例2】名古屋市中区で今月、小学生の女の子を自宅に監禁したとして、23歳の男が逮捕された事件で、男が調べに対し、「犯行前、自宅の玄関のドアを開けたままにして外の様子をうかがい、一人でいる女の子を狙っていた」と供述していることが、捜査関係者への取材で分かりました。（中略）また、犯行前の行動については、「自宅の玄関のドアを開けたままにして外の様子をうかがい、一人でいる女の子を狙っていた」と供述していることが、捜査関係者への取材で新たに分かりました。（9月7日）（傍線筆者）

それほど長くはないニュースの中で全く同じ表現が各2回繰り返されているが、問題はこの表現が「全く無意味」「なくもがな」と受け取られていることである。この種のニュースの取材対象が通常警察や捜査関係者であることは読者、視聴者

にとっては自明のことだ。あえて「○○への取材で」などと断ってもらわない。「新たに」などとわざわざ付け加えるのもわざわざらしい。「何を言わんとしているのか不明」という指摘も、大事な問題を含んでいる。「警察への取材で」「捜査関係者への取材で」となっているのは、「警察」なり「捜査関係者」が具体的にどのような立場にある人への取材なのか、情報源がどのような人物かを伝えなければ、読者、視聴者にとっては何も意味はない。わざわざ、「警察」「捜査関係者への取材」と断る理由はどこにあるのだろうか。

## 裁判員裁判きっかけに

この種の表現が事件報道に現れ始めたのは3年ほど前、裁判員裁判が実施に移されたところからのことである。理由は、事件報道に際してメディアが情報源を明示する努力を迫られていたこと、と筆者は理解している。裁判員制度開始に当たって司法当局側が公正な裁判実現のために報道側に求めたことは、メディアによる犯人視報道や一方的な決め付け報道を避けることだった。そのため必要と考えられたのが、情報の責任の所在を明らかにするための「情報源の明示」だった。

報道各社は裁判員裁判実施に先立って、事件報道で極力情報の出所を明らかにすることをそれぞれの社の報道指針などに盛り込んで現場記者に徹底を図った。しかし報道現場は、情報源を实名や役職で明示することは実際的ではないとの理由で

「明示」はほとんど実行されず、代わりにいわば妥協の産物として登場したのが「……への取材で分かった」という表現だった。

これなら「警察」「捜査関係者」とあいまいながら取材先に言及しており、情報源の性格を「明示」したことになる、と報道現場は言いたいところなのだろう。しかし、これは本来の「情報源の明示」には程遠い。

情報源の明示の目的は、情報提供者に責任を負わせ、読者、視聴者に情報の信頼性について判断の手掛かりを与えることにある。「警察」や「捜査関係者」の話、というだけでは情報の確かさを読者、視聴者は判断のしようもない。しかしこの新しい表現は、報道側の事件報道改革への努力を裏付けるものとして、新聞でもテレビでも、いつの間にか市民権を確立してしまった。

裁判員裁判以前の事件報道では、この表現に相当する部分は「……署によると」「調べによると」という表現で済まされていた。「……によると」を前置きに付け加えておけば、続く文章で書かれた情報の中身についての責任は「……署」なり「（どことは明示されない当局の）調べ」に押し付けることができた。こうした責任の所在をあいまいにしたニュースの伝え方を多少とも正確、公正なものにしようというのが「情報源の明示」を目指す理由だったはずである。「警察への取材で分かった」という表現に変えたことで、ニュースが正確、公正になったと言えるだろうか。首を縦に

振る読者、視聴者は多くはあるまい。

### 安直な決まり文句

「……への取材で分かった」という表現はニュース報道文の一部としては、明らかに不必要、冗長で、無意味である。常識を備えた読者、視聴者ならその表現のおかしさに気付いている。にもかかわらず、この表現がテレビや新聞の報道で、当たり前のように広く使われているのはなぜだろう。最前線の若い記者たちは先輩に言われるままにこの種の表現を取り入れ、何気なく使っているのかもしれない。決まり文句を使えば、情報源の明示にあれこれ苦勞する必要もない。

しかし現場記者の書く記事の品質管理に当たっているデスクは、どう考えてこの種の表現が多用されるのを認めているのだろうか。少しでも日本語に敏感であれば、こうした表現を使うことの不自然さに気付いていいのではないか。新聞やテレビでこの表現に出くわすたびに、メディアの日本語（簡潔で分かりやすい日本語）を守ろうとする意思も感覚も、報道現場ではすっかり擦り切れてしまっているのではないかと不安になる。

このままの状態が続けば、この表現がいずれ事件報道だけでなく、政治や経済、その他社会一般の報道にまで及んでくることになりかねない。「警察」や「捜査関係者」が他の役所や「政府関係者」に置き換えられることになれば、ただでさえあいまいにされがちな情報源がますますあいま

いにされ、ニュースの信頼性を判断する手掛かりがいよいよ乏しくなる。そうした事態だけは平にご免被りたい。

読者、視聴者としては、情報の提供者が誰か、どのような立場にある人物かを具体的に、実名や役職名で知りたい。それが分かれば、情報の信頼度を自分で判断できる。情報源があいまいにされたニュースの信頼度は、明示されたニュースに比べてはるかに劣る。メディアには、「……への取材で分かった」式の安易な報道ではなく、情報源をきちんと明示する報道に徹するよう努力してもらいたい。メディアにそうした姿勢があれば、報道に対する信頼もおのずと高まるに違いない。

### 「言葉に厳しく」は期待できるか

政治家が公の場で語る言葉がいかにも軽い。無責任な発言、前言を翻すような発言が繰り返される。それを許している一半の責任はメディアにある。政治家の言葉を厳しく監視し、中身を検証し、間違いや食い違いがあれば指摘し、正すのがメディアの仕事であるはずだ。それを実践するにはメディア自身も自分たちのニュースを伝える言葉に厳しくなければならない。

不必要で、意味のない表現を安易に繰り返し使回すような報道記事があふれている現状では、報道現場に政治家の言葉に対する厳しい監視を期待するのはもはや無理な相談だろうか。

（共同通信社社友）

## プレス ウォッチング

### 竹島・尖閣問題で冷静な対処を

#### ナシヨナリズムの暴発を警戒

古代から領土をめぐる民族間の争いは後を絶たない。処理を誤ると一触即発の危機を招く。明治以降の日本を振り返っても、何回もの戦争・紛争を繰り返した反省がよみがえる。21世紀になっても、国家間の「業」とも言える領土紛争が世界各地で散見されるが、この問題は人類永遠の難題。戦火に至らないよう、双方が妥協点を見いだす努力をするしか解決の手段はないと思われる。

ロシアとの北方領土問題に続いて、竹島（韓国名・独島）をめぐる韓国とのあつれき、尖閣諸島（中国名・釣魚島）をめぐる紛争が最近クローズアップされてきた。外交交渉を通じて平和的に処理しないと、東北アジアの緊張を増幅させかねない。日韓、日中それぞれの言い分を整理した上で、問題点を考察してみたい。

#### 日中韓、領土をめぐる対立

李明博韓国大統領が8月10日、竹島に上陸したのを契機に、日韓の対立が先鋭化してしまった。秋の大統領選挙をにらんだパフォーマンスとみら

れるが、配慮を欠いた行為と言わざるを得ない。李大統領はその後も、天皇の訪韓条件に謝罪を求め、慰安婦問題に関し対日批判を行うなど日韓共存の流れを逆行させてしまった。

日本が竹島の領土編入を閣議決定したのは1905年で、10年の日韓併合条約後、45年の敗戦まで植民地支配が続いた。51年のサンフランシスコ講和条約調印文書で日本が放棄した領土に、竹島は含まれていないという。日本側は江戸時代から鳥取藩の支配下にあつたとの資料を根拠に、領有権を主張。

これに対し韓国は15世紀に「朝鮮王朝が作成した地理誌の記載で、古代から韓国領だった」と主張。52年、竹島を取り込む形で公海上に「李承晩ライン」を設定して、強引に実効支配した。65年の日韓基本条約締結時の漁業協定で李承晩ラインが撤廃された以降、竹島の帰属は棚上げにされたままだった。

尖閣諸島をめぐる日中間の主張も平行線のまま。日本は1895年、現地調査に基づいて尖閣諸島が無人島であることを確認、日本領土に編入した。これに対し中国は「1403年の資料に『釣魚嶼』との記載がある」として、領有権を主張している。

72年の日中国交回復時の周恩来首相発言と、78年の日中平和条約調印時に鄧小平副首相が「尖閣問題は棚上げにして次の世代に託そう」という同趣旨の発言によって棚上げ状態が続き、巧妙な選

択と言われてきた。ところが、2010年の中国漁船による海上保安庁巡視船への衝突事件によって日中関係は険悪化し、今年8月15日に香港の中国人活動家が尖閣への上陸を強行した。今回の問題を深刻化させた原因の一つに、石原慎太郎都知事による「尖閣の買い取り」発言と、日本側ナシヨナリストの尖閣上陸があつた。紛争が拡大しないよう祈るばかりである。

#### 次代に判断を託す「棚上げ」

竹島と尖閣諸島に共通して言えることは、冷静に対処してナシヨナリズムをおおるような行為に走らないことだ。

この点について栗山尚一・元駐米大使が「紛争を武力で解決することは、憲法でも国際法（国連憲章）でも禁じられている。代わりの平和的手段には①外交交渉で妥協の道を探る②国際司法裁判所などで法的決着をつける③棚上げ——がある。棚上げとは外交交渉でもうまくいかず、裁判所にも持ち込めない時に先送りすることだ」と指摘（朝日新聞9・2朝刊）している通りである。

日本政府は国際司法裁判所への提訴を表明したが、韓国が応じないため現段階では頓挫したまま。棚上げせざるを得ない局面だが、自らの立場を捨てるわけではないので、紛争をエスカレートさせないための「次善の策」と言える。

尖閣問題で中国政府は跳ね上がり分子を警戒している。日本の右派勢力が尖閣上陸の仕返しをし

たことは逆効果で、日本国民にも自重を求めたい。また、野田佳彦政権が9月11日、「尖閣国有化」を決めたことに中国政府は不快感を示している。日本としては平和的意図を丁寧の説明し、早急に打開する必要がある。

外務省関係者が「中国側は、資源や環境の整備という条件を日本側に求めてきた。これは現状維持、つまり引き続き日本の実効支配はそのままで構わない趣旨の裏返しです」と語ったと、サンデー毎日(9・16号)が報じていたが、この機に乗じて妥協点を探ってもらいたい。

ちょうどウラジオストクで開催中のアジア太平洋経済協力(APEC)首脳会議で9月9日、野田首相が胡錦濤国家主席、李明博韓国大統領と短時間ながら話し合いを持った。野田首相が「大局的な対応」を求めたことに対し、中韓両首脳とも「未来志向に基づき努力しよう」との意向を表明したという。

### 慰安婦問題を深刻に受け止めよ

坂本義和東大名誉教授は、「竹島問題で韓国が国際司法裁判所への共同提訴に応じない理由は、日本の歴史的責任意識の欠如にあるのだから、日本がまず、慰安婦問題で国際社会に認められる謝罪と補償を行うことを韓国側に確約して世界に公表し、その上で共同提訴を呼び掛けるべきである。日本の自己反省を行動で示し、次に竹島問題の解決に取り組むという順序を誤らないことが重

要なのだ」と警告(東京新聞9・8朝刊)している。確かに慰安婦問題は国際的倫理基準に照らし、普遍的な人権問題として日本の責任が問われており、踏み込んで対応すべきである。

宮沢喜一内閣時代の93年8月、慰安婦の存在を認めて謝罪、「河野洋平外相談話」を発表して関係改善に寄与した実績がある。

ところが今回、安倍晋三元首相や橋下徹大阪市長ら「タカ派」勢力が「慰安婦の根拠に乏しい河野談話は誤りで、見直すべきだ」と、ナショナリズムをおおるような発言を繰り返していることに驚かされた。歴史認識の欠如を露呈した発言だが、日本国民に閉塞感が高まっている時代だけに、「韓国憎し」の感情の暴発を警戒しなければならぬ。

藤原帰一東大教授も「歴史問題は決着済みだとする日本政府の主張が韓国政府に受け入れられていない現状を直視して、従来の政府合意と河野談話、村山富市首相談話に加え、さらに明確に植民地支配と戦争への責任を表明する。これは韓国や中国への迎合ではない。終戦から70年近く、日本国民は好戦的なナショナリズムを排除し、民主政治を維持してきた。戦後日本に誇りを持つことが自虐史観につながると私は思わない。賢明な外交は、力に加え、諸外国の寄せる信頼に支えられることを銘記すべきだ」(朝日新聞8・21朝刊)と、歴史問題への対応の重要性を強調している。

### 相互に譲歩する「戦略」が肝要

孫崎亨・元防衛大学教授は『日本の国境問題』(筑摩新書)の中でノーベル経済学賞受賞者、トーマス・シエリング教授の『紛争の戦略』ゲーム理論のエッセンス』を引用、棚上げ論を含む戦略の重要性を強調している。シエリング教授の提言はまことに示唆に富むので、概要を紹介する。

「勝利」という概念は、敵対するものとの関係ではなく、自分自身を持つ価値体系の中で意味を持つ。このような「勝利」は、交渉や相互譲歩、さらにはお互いに不利益となる行動を回避することによって実現できる。相互に被害を被る戦争を回避する可能性、被害の程度を最小化する形で戦争を遂行する可能性、そして戦争するのでなく、戦争するという脅しによって相手の行動をコントロールする可能性。こうしたものがわずかでも存在するならば、紛争の要素とともに相互譲歩の可能性が重要で劇的な役割を演じることになる」

確かに相互が譲歩し合って、紛争解決に当たる外交交渉の積み重ねこそ重要である。

5年前、当時の安倍首相は、当局が人さらいのように連行する「狭義の強制性」はなかったと発言して物議を醸した。米下院や欧州議会が「慰安婦問題は20世紀最悪の人身売買事件の一つ」として、日本政府に謝罪を求める決議を採択した意味を、この際改めて考え直すべきだと痛感する。

(池田 龍夫「ジャーナリスト」)

## 《《》》放送時評《《》》

### 国際市場視野にTV番組づくり

#### 資金調達などの実践講座開く

9月13、14日の2日間にわたり、東京・紀尾井町の千代田放送会館で「東京TVフォーラム・トレーニングセッション」が開催された。昨年12月に開かれた第1回東京TVフォーラムでは、日本のテレビ番組市場の国際性が論議されるとともに、日本で最初の本格的な「ピッチングセッション」が企画された。

「ピッチング」とは、放送局の編成・企画決定権を持ったコミッションングエディターに番組の企画提案を公開で行うもの。提案された企画内容が評価されれば、制作資金の提供や放送枠の確保などを契約、番組の完成にめどを付けることができる。

#### ドキュメンタリーの国際共同制作へ

昨年の東京TVフォーラムが内外から高く評価されたこともあり、今年も12月10日から3日間、第2回東京TVフォーラムの開催が予定されている。国際的に見れば、ドキュメンタリーの国際共同制作に向けた提案会議であるピッチングセッション

は、ドキュメンタリーの制作資金の調達や放送枠の獲得、将来性のある新人発掘に有効な手法として、世界市場で定着している。ただ、海外との番組流通が相対的に少ない日本の放送界では、国際的な番組市場から資金や放送枠を押さえてくること自体、まだなじみが薄いとされる。このため12月の第2回東京TVフォーラムに向けて、日本の放送関係者にピッチングという手法を理解してもらう目的で開催されたのが、今回の「東京TVフォーラム・トレーニングセッション」である。

昨年から始まった東京TVフォーラムを含め、日本のテレビ番組の制作・流通問題を論ずる場である。常に課題とされてきたのが、日本のテレビ番組やその制作・流通が国際市場に対応していないことである。

この10年余りの間に、韓国のテレビドラマがアジアのテレビ市場で急速に流通量を増やした。それが韓国のテレビ産業規模を拡大し、テレビ産業自体が国際化するのみならず、国際関係においても、韓国という国のプレゼンスを高めることにつながったのは間違いない。

この分野における国際化で、日本は明らかに遅れている。日本のテレビ番組を国際的に流通させるためには、日本の放送現場における国際番組市場に対応した制作・流通体制の整備や、テレビ番組制作の国際化が大きな課題と言える。

東京TVフォーラムのピッチングセッションで

もそうだが、セッションにエントリーした番組企画の提案者は、まずトレーラーと呼ばれる予告映像を紹介。その上で番組企画を説明する。後半は、コミッションングエディターからの質問に答えながら、与えられた短い時間で自らの企画により深い理解、関心を持ってもらうように持つていかなくてはならない。

もちろん、その場でコミッションングエディターの支持を取り付けることはできないかもしれない。ピッチングの後に、企画提案に関心を持ってくれたエディターとの個別交渉が行われ、契約に結び付くこともある。

契約には至らずとも、ピッチングセッションといういわば「公開の場」で企画を示したことで、企画提案者はその存在を業界に示すことにもなる。そのことが次の仕事につながるきっかけになることは、よくあるという。

#### トレーニングセッションの意味

今回の東京TVフォーラム・トレーニングセッションでは、2日間にわたりドイツの公共放送局である第2ドイツテレビ(ZDF)で、長年、ドキュメンタリー番組などのプロデューサーを務める、現在は独立系のドキュメンタリー制作会社で国際プロデューサーとして活躍するハンスロバート・アイゼンハウアー氏が講師となり、国際共同制作の在り方やピッチングセッションにおける企画提案の仕方、注意すべき点など、企画提案のテ

クニックをレクチャーした。それは国際番組市場における、ある種の「お作法」を伝授する場でもあったと言える。

その内容は、世界に通用するドキュメンタリーの特質や国際共同制作の成功例など具体的事例を挙げて解説するとともに、実践的なドキュメンタリー講座として、シノプシス（粗筋）などの書き方や、ストーリー構成の方法といったドキュメンタリー制作の参考になる講義が続いた。

加えて、ピッチングセッション時のプレゼンテーションの仕方や、コミッションングエディターが何を期待しているか、「良いピッチ」と「悪いピッチ」の違いなど、実際のピッチングセッションを強く意識した講義も含まれていた。

このトレーニングセッションは、12月の東京TVフォーラムのピッチングセッションに参加するための初心者向け事前講座のようなものだが、国内の放送関係者を中心に70人以上の参加があった。日本の放送界での関心の高さをうかがわせるものといえよう。

ドキュメンタリー制作の方法を学ぶ場といえは、現場での「オン・ザ・ジョブ・トレーニング」がほとんどで、実践的な講座というものはほとんどない。ましてやヨーロッパなど国際市場で通用するドキュメンタリー制作の講座というものが、日本で開かれることなどは極めてまれと言わざるを得ない。その意味においても、参加者にとっては貴重な機会となったことであろう。

筆者が最も興味深く感じたのは、初日の冒頭セッションで、アイゼンハウアー氏が、「ヨーロッパのテレビプロデューサーが何を考えてドキュメンタリーを作っているのかを紹介したい」と前置きした上で、ヨーロッパと日本のテレビマーケットを比較して論じた部分だった。

アイゼンハウアー氏は、「日本のテレビ市場は世界第2位の市場規模を誇り、かつ日本のドキュメンタリーの大半は外部のファンドが必要なく、100%国内の資金で賄われている。それ故にヨーロッパの人々は、日本のドキュメンタリーを知らない」と語っていた。日本のテレビドキュメンタリーの制作にかかる資金は、放送枠を持つ放送局が自前で予算建てした制作費で賄うというのが大半であり、それ以外にはニュースネットワークなどの資金で補填ほてんされるのがせいぜいである。

言い換えれば、その資金調達は国内市場で完結しているために、ドキュメンタリー番組の流通そのものも、国内市場で完結してしまう。だが、最初から海外のファンドを念頭に資金調達の活動がなされるならば、結果として資金を提供してくれた出資者のいる国や地域には、そのドキュメンタリーを放送しなくてはならなくなるだろう。

ちなみにアイゼンハウアー氏によれば現在、ドイツで制作されているドキュメンタリーの制作資金のうち、ドイツ国内で調達できるのは40%程度で、残りの必要資金は、国外のファンドなどを通じて調達してくるという。ヨーロッパのテレビブ

ロデューサーは、常に国外市場を念頭にドキュメンタリーを制作することになるのである。

### 国内市場の成長鈍化で海外に目

東京TVフォーラムは、全日本テレビ製作社連盟（ATP）が中心となって企画、開催されている。ATPは、大手テレビ制作会社が加盟する団体だが、そのATPが東京TVフォーラムを推進するのには、今の日本のテレビ制作会社が置かれている厳しい経営環境の問題がある。

つまり、日本のテレビ制作現場を支えるはずのテレビ市場そのものの成長が鈍化してきていることから、既存の放送局の予算に依存する制作会社からすれば、おのずと厳しい事業運営を強いられることになる。

最初から国際市場を意識した番組作りがなされ、資金調達においても海外のファンドを含む多様な財源が確保されれば、国内の市場動向に左右されてきた経営環境はドラスチックに変わるだろう。ピッチングセッションへの参加を通じて、優秀な若手制作者が国際的なドキュメンタリー制作の舞台に羽ばたいていくかもしれない。

このような国際市場での展開の可能性や海外からの資金調達への可能性に対する期待は、ローカル放送局にもある。12月の東京TVフォーラムでどのようなピッチングが展開されるのか期待したい。

（音 好宏 上智大学教授）

# 翻案に当たらない携帯の釣りゲームソフト

## マスメディア関連の裁判を見る (59)

(平成24年(ネ)第100027号 著作権侵害差止等請求控訴事件)  
 (▽原審・平成21年(ワ)第34012号)

佐藤 英雄

携帯電話向けの釣りゲームソフトを後追いされ、著作権侵害(翻案権や公衆送信権)などで同業者を訴えた事件で、東京地裁は先に2億4千万円余りの損害賠償を認める判決を言い渡したが、知財高裁(高部眞規子裁判長)は平成24年8月8日、一審原告の請求を棄却し、同被告の敗訴部分を取り消した。判決は「被告画面はアイデアか創作性のない部分で原告作品のそれと同一性を有するにすぎない」と判断した。

### 三重円の「引き寄せ画面」が争点

一審原告は東京都港区の情報サービス業、グリー(株)。一審被告は東京都渋谷区の情報サービス業、(株)ディー・エヌ・エーと同千代田区のシステム企画開発と配給を業とする(株)ORSOの2社。被告ディー・エヌ・エーはプロ野球横浜DeNAの親会社でもある。

原告のグリーは平成19年5月から携帯電話の会員向けに釣りゲームソフト「釣り★スタ」を配信しているが、被告2社も翌年から携帯電話向けに

「釣りゲータウン」のサービスを始めた。当初は、双方のゲームの類似性は少なかったというが、同年2月の「釣りゲータウン2」から、ユーザーがゲームを行う際に必ずたどる主要画面での素材の選択と配列などが類似し、原告は、これが著作権の翻案権、公衆送信権、同一性保持権侵害に当たり、不正競争防止法の混同惹起行為や民法の不法行為に当たるとして9億4千余円の損害賠償を求めて争った。

その主要画面の中で、原告が最大の争点として主張したのは、原告が最初という画面中央に描いた三重円の「魚の引き寄せ画面」。「釣り糸を巻くタイミングは、釣りゲームの面白さを決定付ける重要な要素であるが、双方の引き寄せ画面には多くの共通点や類似点がある」とする。

「双方とも、画面の中央に三重の同心円を描き、その三重の円の間隔をほぼ等間隔とし、外側の円の大きさを水中の影像の約半分にするなど、表現は必然性がなく、魚の引き寄せの成功・必敗を表現するのに、円を置く必要はない。他の釣りゲームでも、三重の同心円を描いたものは存在し

ない」。この「魚の引き寄せ画面の共通部分の各要素は、それぞれ単独で表現上の創作性が見られるだけでなく、各要素が組み合わせられることにより高い表現上の創作性が認められる」とした。

### スポーツでは同心円の目的が当たり前

一方のディー・エヌ・エーは、「随一共通するのは、三重円の線が存在する点のみである。三重円を描くこと自体は、表現以前のアイデアの領域であり、そうでなくても、円を分割する場合に通常用いられる平凡かつありふれた表現であって、創作性はない」と主張。

また、「画面全体を素早くかつ不規則に動き回る対象物が、画面上に設けられた一定の枠(的)にあるときに決定キーを押すことを『成功』とし、一定回数成功した場合等に当該ステージをクリアすることは、ゲームのルールにほかならず、携帯電話のボタン一つをクリックすることでクリアするゲームでは一般的なものである。このようなゲームのルールを採用した場合、的の形として想定されるのは円形が通常であり、画面が小さい携帯電話機の場合は、さらに表現の選択の幅は限られている。したがって、携帯電話機用ゲームで、的の形を円で表現すること自体は、著作権の保護の対象になるものではない」。

「さらに、的の形を同心円等で表現することは、射撃、アーチェリー、スポーツ吹き矢など実際の

スポーツや的当てゲーム、複数の釣りゲーム等でも採用されており、極めてありふれたものであるから、創作性を欠いている」などと反論した。

東京地裁（平成24年2月23日判決）は、この魚の引き寄せ画面について、「被告作品は、原告作品との同一性を維持しながら、同心円の配色や、魚影が同心円上のどの位置にある時に魚を引き寄せやすくするかという点等に変更を加えて、新たに被告作品の製作者の思想または感情を創作的に表現したものであり、これに接する者が原告作品の魚の引き寄せ画面の表現上の本質的な特徴を直接感得することができるものと認められる。また、これらの事実に加えて、被告作品の製作された時期は原告作品の製作された時期の約2年後であること、被告らは被告作品を製作する際に原告作品の存在およびその内容を知っていたことを考慮すると、被告作品は、原告作品の画面に依拠して作成されたものと言え、原告作品の画面を翻案したものであると認められる」とした。

一方、魚の引き寄せ画面以外に係る著作権と著作者人格権侵害、被告らがウェブページに画像を掲載した不正競争防止法違反と原告の利益を侵害する不法行為についての主張は、「理由がない」として退けた。

### 同心円は「ありふれた表現」と知財高裁

知財高裁は、魚の引き寄せ画面に対する東京地

裁の判断を次のように覆し、同画面以外についても違反はないとした。

①原告作品および被告作品ともに、「三重の同心円」が表示されるといっても、具体的表現が異なることから、これに接する者の印象は必ずしも同一のものとは言えない。さらに、黒色の魚影と釣り糸を表現している点についても、釣り上げに成功するまでの魚の姿を魚影で描き、釣り糸も描いているゲームは従前から存在していたものであり、ありふれた表現である。しかも、その具体的表現も原告作品の魚影は魚を側面から見たものであるのに対し、被告作品の魚影は前面から見たものである点等において異なる。

②魚影が動き回っている間の同心円の大きさ、パネルの配色および中心の円の部分の図柄が変化するため、同心円が画面の上下端に接して大きさなどが変わることもない原告作品のものとは異なる。さらに、被告作品において、引き寄せメーターの位置および態様、魚影の描き方および魚影と同心円との前後関係や、中央の円の部分に魚影がある際に決定キーを押すと、円の中心部分の表示に応じてアニメーションが表示され、その後の表示も異なってくるなどの点でも、原告作品と相違する。

③原告作品は魚の姿を黒色の魚影とし、魚の口から影像上部に伸びる黒い直線の糸の影を描いている点において表現上の本質的な特徴がある旨主張する。しかし、釣りゲームにおいて魚や釣り糸

を表現すること自体は、ありふれたものと言える。そして、魚を具体的な魚の絵ではなく、魚影をもって表現すること自体は、アイデアの領域であるし、従前から、魚を魚影により表現したゲームも存在した。しかも、原告作品の影は円盤状の胴体と三角形の尾びれとの組み合わせにより側面から見た魚であるのに対し、被告作品の魚影は、尾びれ、背びれ及び胸びれを描いた前面から見た魚である点でも、具体的表現は異なっている。

④以上の通り、被告作品の魚の引き寄せ画面は、アイデアなど表現それ自体でない部分または表現上の創作性がない部分において原告作品の魚の引き寄せ画面と同一性を有するにすぎないものと言うほかなく、これに接する者が原告作品の魚の引き寄せ画面の表現上の本質的な特徴を直接感得することはできないから、翻案に当たらない。

翻案権を侵害するものとは言えない以上、これを配信したことが、著作権法28条による公衆送信権を侵害すると言うこともできない。また、同様に、被告らが魚の引き寄せ画面を含む被告作品を製作したことが、原告の原告作品に係る同一性保持権を侵害すると言うこともできない。

### 不競法や不法行為に違反しない理由

この魚の引き寄せ画面以外についても、①被告作品の画面の移り変わりや素材の選択および配列は、アイデアなど表現それ自体でない部分または

表現上の創作性がない部分において原告作品のそれと同一性を有するにすぎないものと言うほかなく、これに接する者が原告作品の画面の移り変わりや素材の選択および配列の表現上の本質的な特徴を直接感得することはできないから、翻案に当たらない。

よって、一審被告らが被告作品を製作したことが、原告作品に係る翻案権を侵害するものとは言えず、これを配信したことが、著作権法28条による公衆送信権を侵害すると言いうこともできない。また、同様に、一審被告らが被告作品を製作したことが、原告作品に係る同一性保持権を侵害すると言いうこともできない。

②原告影像が一審原告を表示するものとして周知な商品等表示であるとは言えないし、被告影像が商品等表示として使用されているとは言えないから、これを掲載することが類似の商品等表示を使用して混同を生じさせる行為に該当すると言いうことはできない。

原告影像の周知商品等表示性を根拠に被告影像の掲載行為を対象とする不正競争防止法2条1項1号に係る主張は理由がない。

③複数の釣り場の中から釣り場を選択して釣りをすることや、釣り場に山、白砂、白波および灯台を表すことは、他の釣りゲームにおいても多数存在する。

また、釣果画面に釣り上げた魚のイラスト、名

前、大きさが表示されたり、ユーザーが魚を釣ることによって獲得したポイントや評価等が表示されたりすることは、原告作品以前に配信された他の携帯電話機用釣りゲームでも見られたものである。

仮に、一審被告らが被告作品を製作するに当たって原告作品を参考にしたとしても、一審被告らの行為を自由競争の範囲を逸脱し、一審原告の法的に保護された利益を侵害する違法な行為であるということではできないから、民法上の不法行為は成立しない。

### 釣りゲーム判決は最高裁判例を引用

【後書き】著作権に含まれる権利の種類は多い。

その中で、今回の訴訟では翻案権と公衆送信権、それに著作人格権の中の同一性保持権の三つの権利が問題となった。この中で翻案権は元の著作物を別の形式の著作物に変更すると言いう。形式を変えた著作物を二次的著作物と言いう。

二次的著作物の定義は、「著作物を編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物」(2条1項11号)で、原作者が持つ権利の一つ。編曲や映画化は文字通りで理解できるが、「その他翻案する著作物」とは、どんな著作物を言うのか。

『著作権逐条講義』(加戸守行著、著作権情報センター刊)には、「既存の著作物の内面形式を維

持しつつ、ストーリー性等をそのまま維持しながら、外面形式、つまり具体的な表現を変え、シチュエーションを変えるといような場合」で、小説を児童向けの読み物にリライトする行為などが例示されている。

内面形式、外面形式論については裁判の翻案事例が増えるにつれて、「現行法上の複製と翻案を、外面的表現形式が維持されているかで区別することは困難である」(江差追分／北の波濤に唄う事件、東京地裁判決、解説小泉直樹、ジュリスト別冊著作権判例百選)などの批判があり、揺れている。

この江差追分事件は、小説とノンフィクションを、それぞれ無断でテレビ番組に利用されたとして作者の元新聞記者がNHKに損害賠償を求めた事例。東京地裁と同高裁は、ノンフィクションだけ翻案権侵害を認めたが、最高裁(平成13年6月28日第1小法廷判決)は、原審を破棄し改めて、「既存の著作物に依拠して創作された著作物が、思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分または表現上の創作性がない部分において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、翻案には当たらないと解するのが相当である」と自判し、上告を棄却した。

今回の釣りゲームソフト事件で知財高裁は、この最高裁判決を引用している。

(朝日新聞社社友)

●特派員リレー報告(10)

# 旺盛な庶民の住宅購入意欲 中国経済、バブル崩壊まだ先

共同通信社 前中国総局長

加藤 靖 志



国内総生産（GDP）規模で米国に次ぐ世界第2位の経済大国となった中国。過去10年以上、強気と弱気の見方が交錯する中で一貫して10%前後の経済成長率を続け、低迷する世界経済のけん引役として一段と影響力を強めている。国内に目を向ければ、貧富の格差拡大や環境汚染、資源・エネルギーの浪費など成長の代償も深刻化しているが、バブル崩壊はまだ先のことだろう。急速に高まる庶民の購買力には目を見張るものがあり、旺盛な住宅購入意欲も衰えを見せていない。

## 北京市の新ベッドタウン・燕郊鎮

「これから10人ずつ、番号を発表します。当たったら順番に並んで」。朝から30度近い暑さになった6月下旬、家族連れでこつた返すマンション販売会場内にスピーカーから大きな声が響き渡った。数字が次々に読み上げられると、手にした受付番号を緊張した表情で確認する住宅購入客の歓声とため息があちこちから聞こえてきた。売り出されたマンションは30階建てで、室数は約1000戸。2時間近くで7割ほどに買い手が付

いた。壁の掲示を見ると、2カ月前に売り出された隣の棟は、既に9割以上の部屋に売却済みのシールが張られていた。

北京市中心部から東に40<sup>キ</sup>足らず。河北省との境界線が北京市側にぐつと入り込んだ地区が、同省三河市燕郊鎮だ。潮白河を挟んだ対岸は北京市通州区。10年前は「北京東端の田舎」という感じだった通州区でも、今では住宅価格が1平方<sup>メ</sup>当たり1万元（1元<sup>メ</sup>約12円）を大幅に上回り、庶民には「高根の花」になった。その結果、河北省でありながら北京市の通勤圏である燕郊が2、3年前から新興住宅地として注目を集め始めた。

川一本を挟んだだけでも、首都北京と河北省では大きな違いがある。戸籍管理の厳しい中国では、北京に住んだからといって北京の戸籍が簡単に入手できるわけではないが、多くの人が北京市内に住みたがるのは、中国人にとってそれが一種のステ

北京市の行政区画



ータスでもあるからだ。今年4月には先祖を祭る中国の伝統的な祭日「清明節」を控えて、多くの北京の地元紙が「墓地の値段は通州区で3万6千元だが、燕郊では9千元。北京で暮らしても、死んだら河北省か」などと報じたが、それほど北京市の内と外では差が大きいといえる。

とはいえ、住宅価格高騰という厳しい現実の前に、マイホーム取得に熱を上げる月収数千円の庶民は、燕郊にまで足を延ばして夢を実現させている。朝夕のラッシュ時には北京―燕郊間にバスが数分間隔で運行されており、北京版の「Suica」であるICカード乗車券「一卡通」<sup>イカトウワン</sup>を使えば、片道2元。通勤で1カ月往復しても1000元足らずであり、多額の住宅ローンを抱えて借金返済に追われる「房奴」（住宅奴隷）になるくらいなら、大型スーパーやショッピングセンターが相次ぎ開業し、バスで1時間ほどの通勤圏である燕郊に住んだ方がいいというわけだ。

燕郊の新築マンション販売現場に連れて行ってくれた知人の大学教授は、北京市内に2戸のマンションを所有している。いずれも市中心部から北京国際空港に向かう高速道路沿いで交通の便がいい場所にあるのだが、1戸目を買った2003年当時は、今の燕郊のような新興住宅地だった。教授の話では、1戸目の購入時の値段は1平方<sup>メ</sup>当たり3500元。



新興住宅地の燕郊で建設中のマンション（筆者提供）

それが08年8月の北京五輪に向けた都市開発ブームの波に乗り、五輪開催前には1万3500元まで上昇した。その後は国際金融危機による景気減速でやや値下がりがしたが、中国政府が同年11月に打ち出した4兆元の景気対策を受け、09年末には2万5千元にまで値上がりしたという。北京五輪前も「住宅バブル」が話題になったが、大型景気対策は短期間でさらに大幅な価格高騰を引き起こしたのである。

### 物価高騰で温首相に批判の矛先

2年ほど前に中国の企業経営者と雑談していた

ら、「インターネット上で温家宝首相を批判する庶民の書き込みが多いのを知っているか」と言われた。温首相といえば日本でも「庶民派宰相」として知られているが、実は国民の政府批判の矛先になっていたのだ。その最大の理由が住宅価格を筆頭とする物価高騰だった。

ネット上では「住宅価格は首相が言っても決まらない」などという皮肉に始まり、「首相が『価格抑制』と言えば言うほど、住宅は値上がりする」といった書き込みもあった。かつて格差問題は収入というフローの格差が中心だったが、住宅価格高騰は新たにストックの格差も生み出し、庶民の不満の声は元凶である大型景気対策を打ち出した温首相に向けられたのである。

しかし、ネットに首相批判を書き込んだところで、住宅価格が簡単に値下がりするわけではない。既にマンションを所有しているのは、共産党・政府の幹部や企業経営者をはじめとする権力側の人々が多いから、政府の対策も「せいぜい価格を安定させる程度」（中国紙記者）というのが大方の見方だ。燕郊のような郊外が新興住宅地として脚光を浴びることになったのは、政府の十分な住宅対策が招いた結果と言えるだろう。

燕郊のマンション価格は、国際金融危機の影響が中国経済に陰を落とし、大型景気対策の効果がまだはつきりしなかった09年春には1平方メートル当たり4千元程度だった。その後は急速に値上がりし、「買い手不在」と言われる中で10年にかけて

1万元前後までつり上がった。今はやや落ち着いたが、それでも7千〜8千元くらいという。

教授と見に行つたマンションは各部屋とも80平方メートル前後で、総額は60万円近い。中国のマンションは購入者が床や壁、天井などの内装からキッチン、トイレ、浴室（ほとんどがシャワーだけ）の水回りまで自分で業者を使って仕上げるので、最終的には70万円程度の費用が掛かる見通しだ。

中には一度に3戸買った女性もいたから、将来の値上がりを見込んだ投資目的の購入もあるだろう。それでも多くは家族連れで、自分で住むという人が目に付いた。販売業者の話では、政府の住宅価格抑制策で一時は買い控えられていたが、中国人民銀行（中央銀行）が昨年末に金融緩和に転じて以来、少しずつ客足が戻り始め、6月に本格的緩和で銀行金利が下がってからは一段と多くの客が来るようになったという。09年のような熱狂したブームには程遠いが、販売価格も少しずつ持ち直しているということだった。

業者の強気を支えているのは、人々の旺盛な住宅購入意欲である。中国で住宅改革が始まったのは1990年代後半。国有企業改革と軌を一にした社宅の払い下げ、住宅市場の整備、土地使用権の売却益を狙った地方政府の住宅開発・取得促進策などで、瞬く間に住宅投資熱が広がった。

私のいた中国総局で掃除や雑用などの担当として働いていた30代の女性が北京五輪前に辞めた際、送別会を開いて身の上話をしていたら、マン

ションを3戸持っているというので驚いた。大学を卒業している通訳助手と比べれば、給料は半分程度。しかし、親の代から北京に住んでおり、住宅がまだ安かった2000年前後に購入したり、払い下げられた住宅を高額で転売して市中心部から少し離れた場所に買い直せば、マンションを2戸や3戸所有していてもおかしくないのである。

北京のメーンストリート長安街を挟んで職場の向かい側にある古い集合住宅の場合、立ち退き代は1戸が500万円程度になるという。以前の勤務先から払い下げられた住宅に住んでいる職場の運転手に「あなたの家もそんなに高く売れるのか」と聞いたたら「自分の家は通り一本、奥に入っているからそんなに高くはない」と言いながら、うれしそうに笑っていたのを忘れられない。

こうした「持てる人たちは、少ない資金で手に入れた住宅がどんどん値上がりし、少し機転を利かせば、この10年間、まさに「ぬれ手で粟」という状況だったといえる。農村など地方の住民に不利な戸籍制度も絡んで、北京で「持てる人」の多くは昔からの北京市民であり、「持たざる人」はここ数年の間に地方から出てきた新たな北京市民が多いということになる。北京の大学を卒業し、そのまま北京で就職する若者は社会のエリート層だが、それでも地方出身者にとって住宅問題は、結婚などに影響があるほど深刻だ。

伝統的な道徳観が文化大革命で破壊され、新たな精神的価値観が生み出されないまま「改革・開

放」に突入した中国は、資本主義先進国の日本でも考えられないほど物質主義が浸透し、拝金主義もまん延している。

民間の企業や団体が記者会見を開けば、数百元が入った封筒を資料と一緒に記者に渡すのは当たり前。会見の受付場所が中国人記者と外国人記者に分かれている最大の理由は、外国人記者は現金を受け取らないので、現金入りの封筒を渡すかどうかすぐに判断できるようにするためではないかと思いたくなる。「中国メディアで最も収入が多いのは経済記者」と聞いたことがあるが、あなたが間違っているのではないだろう。

### 結婚の条件はマンションと車

共産党の「社会主義精神文明」キャンペーンなど見向きもせず物質主義にまい進した結果、今や女性が結婚相手を選ぶ最低必要限の条件が「マンションと車」と言われるようになった。男性側は結婚時に少なくとも相当額の頭金を払ってマンションを購入し、マイカーも買って花嫁を迎えなければならぬ。男の子を持つ親にとって、子どもの進学、就職も頭の痛い問題だが、就職後は結婚に備えて子どもに家と車を買ってやらないといけないので、年取っても楽はできないのが現実だ。

逆にこうした物質主義に反発して、マイホームもマイカーもないまま結婚する「裸婚」という言葉が数年前に生まれたが、現実はその甘くない。中国ではお見合い番組が盛んで、夜に仕事を終え

て家に帰りテレビを見ると、必ず抗日戦争ドラマがお見合い番組を放映している。多くの女性を選ぶのは当然、高収入や事業に成功している男性で、時々「家も車も買えないが、愛なら誰にも負けない」などという若者が出てくるが、必ずと言っていいほど女性から×印を出されてステージから消えていくことになる。

地方都市に行くたびに地元の人に現地のマンション価格を聞いてみたが、どこに行っても結論は「安くない」だった。格差拡大が問題になっているとはいえ、地方でも社会階層の上半分近くは確実に豊かになっている。「中国で豊かな人はほんの一握り」というのははや過去の話だ。

中国の西南端、雲南省の観光地として知られる大理市。風光明媚な景色と少数民族の王朝があったことで古くから有名だが、省都昆明市から数百キロも離れており、田舎町かと思つて今年1月の春節（旧正月）に訪れたら、米ウォルマート・ストアーズの大型スーパーが市中心部にあつて、びっくり。店内は夜遅くまでにぎわっていた。

日本の大手ディスカウント店のトップが3月に北京へ来た際、「中国各地に安売り店を進出させたらどうだろうか」と聞いてきたので、大理の例を出し「中国で商売しようと思ったら、もう『安売り』では通用しません。値段以外で何かアピールできないと。購買力はほとんど上がってきていますから」と答えた。この市場がどこまで巨大化するのか。今後も大いに注目したい。



小林直樹 著

(日経BP社) 1400円 (税別)

『ソーシャルリスク  
〜ビジネスで失敗しない31のルール』

インターネットに接続すれば今や簡単に情報を受発信でき、世界中の人々と双方向でつながる時代である。同時に、気軽に人と意見交換ができるソーシャルメディアなどでは、企業や個人に対する非難や批判のコメントが殺到する「炎上」という現象が続いている。いったん掲載されたコメントは、ネットの伝播力や情報の半恒久性によって、消去することが難しい。欧州連合(EU)では、個人がネット上の情報の削除を求めることができる「忘れられる権利」(right to be forgotten)が提唱されたが、表現の自由などを阻害するとして賛否両論がある。本書は「炎上」のリスクをただ怖がるのではなく、客観的に理解することで、ソーシャルメディアを前向きに活用するための有用な「教則本」となっている。

著者は「日経デジタルマーケティング」で活躍する現役の記者だ。執筆の狙いを「本書は、実際の炎上事例を実名で紹介している。狙いは、企業、そして個人利用のソーシャルメディアは極力控えておきましょうという点には一切ない。むしろ起こったトラブルを正確に見詰め直せばこそ、そうした事態を回避する手だてが鮮明に見えてくる」と述べている。前作『ソーシャルメディア炎上事件簿』の出版を機に訪れた講演先などで、企業広報や危機管理に携わる

人々の危機感や戸惑いを痛感し、現場での課題解決に重点を置いて本書を書き上げたという。本書は著者のジャーナリストとしての公平かつ客観的な視点が、研究者の系統立った理論や実務家の語る成功ストーリーとは異なる、独自の洞察を与えている。

例えば「ステマ」(消費者に広告と悟られないように宣伝するステルス・マーケティング手法)と疑われてトラブルを招いた広告主企業については、当事者への追跡取材を行い、その後企業の対応や類似事案の発生状況なども丁寧に取り上げている。企業がプロガーらに商品を提供している場合には、そうした関係性の明示が必要で、重要な関係性の明示は、関係する第三者にも徹底させるべきだという。

また、複数のクチコミサイトに、見る人を欺く宣伝書き込み代行を繰り返していた、いわゆる「やらせ」事業者を突き止めて、その手口を分析し、追跡取材で得た業者の不誠実なコメントもリアルに掲載している。たとえ自社が行わなくても、関係会社や委託先が「やらせ」の誘惑に乗らないよう、平素から意識を共有しておくことが重要と指摘している。

こうした事例を読み解く中で、企業や個人が自身を守りつつ、より良くソーシャルメディアを活用するには、一人ひとりのソーシャルメデ

ィアに対する理解や対応力の向上が不可欠であると強調し、企業向けの13のルールと個人として知っておきたい18のルールを提示している。いずれのルールも、なぜ守るべきか、守らなければどのようなリスクがあるか、トラブル事例に基づき説明されており、非常に説得力がある。

他にも、企業・団体の広報担当者、ソーシャルメディア担当者なら知っておきたいトラブルへの処方箋や、従業員がソーシャルメディアを個人で利用する際の指針となる12項目のガイドラインの簡易版も提供している。これには、思い付きの投稿がひとたび転送コピーされれば、後で削除しても長期間にわたってその情報がネット上に残り続けてしまうことや、ソーシャルメディア上では第三者の目にどのように映るかを常に意識して発言することなど、ソーシャルメディア初心者が見落としやすい事項も含まれている。また、企業のソーシャルメディア活用で先進的とされる米国企業のガイドラインをそのまま持ってきていても、日本のネット事情や従業員の実情とずれがあるとした上で、提示している。日本企業の現場に詳しい記者ならではの、きめ細やかな洞察力が感じられる。

ソーシャルメディアの「ソーシャル」の語源はラテン語の「ソシヤリス」=「仲間になる」という意味がある。人と人が関わって、仲間になって、そこでやりとりされる会話が「見える化」されていく、この新しいメディアには、リスクだけではなく、今までになかった価値が生まれる豊かな可能性もある。そう信じる一人にとって、本書は興味深い一冊である。

(北村 秀実) 関西学院大学経営戦略研究科准教授

## 編集後記

▼李明博大統領の突然の竹島上陸（8月10日）による日韓関係の緊張から1カ月。日本政府による尖閣諸島国有化の閣議決定（9月11日）は、それに対する中国国内での激しい反日デモや日本企業への襲撃、破壊を招き、中国政府は日中国交正常化40周年の記念レセプションを中止するという最悪の日中関係に陥っています。韓国、中国の出方への批判は別として、一体なぜ、このような事態になったかを冷静に分析し、伝えることが今こそ求められています。

## （ ）読者の声（ ）

## 民有地が無い中国では「国有化」を曲解

近代法の「所有権」概念は本来、ニュートラルなものです。日本民法でも不動産所有権は誰が所有権者かによって、つまり所有者が国、あるいは団体、私人であろうと、序列や効力を何ら異にするものではありません。

ところが中国では、中華民法が廃止されてから60年後の2007年によく新民法の物権法が制定されました。これによれば不動産所有権は農地以外の土地に関する「国家所有権」、農地に関する「集団所有権」（人民公社時代の遺制）、建物等に関する「私人所有権」に大別されます。

▼専門家2人に寄稿してもらいました。そのうち高井潔司氏は元読売新聞北京支局長で、私と30年前にテヘランで特派員仲間でした。得体の知れない「中国世論」の形成過程に関する分析です。

▼日本政府は今回、幾つかの点で中国側の出方を完全に読み違えたと思います。その一つは「(ナシヨナリストの)石原慎太郎都知事によって都市化されるよりも、国が所有者から購入した方が安定的で、中国側もそれを理解してくれるはずだ」という思い込みでしょう。だが「国有化」という言葉は大方の中国人に非常に強いインパクト

（蛇足ながら、これでは土地が「社会主義的市場経済」の中で借入金などの債務を担保する機能を果たせません。そこで、個人や企業が日本法でいう地上権的な用益権の設定を受けることを可能にし、その用益権を担保化するという、土地国有の建前と社会主義的市場経済の推進というホンネとの調和（野合）が図られています。）

いづれにせよ、集団所有の農地を除き土地は全て国家所有で、私人が所有することなどあり得ないというのが、中国人の「常識」なのです。

日本法からみれば、今回の尖閣諸島の「国有化」はその所有権が私人から国に移転したにすぎず、それによって所有権の性格や効力は何ら異なるない、単なる所有名義の変更にすぎない。紛争の対象地を私人の所有とせず、国が管理する土地

を与えたようです（「読者の声」参照）。

また、中国が「国辱の日」とする柳条湖事件の発生日（18日）1週間前の閣議決定というタイミングも問題です。しかも、これはウラジオストクでの野田佳彦首相と胡锦涛国家主席との「15分間の立ち話」（9日）で中国側が国有化方針に「断固反対」を伝えた直後のことです。指導部交代を前に影響力を残したい胡主席が、体面を傷つけられたと激怒しても不思議はありません。

▼米国も微妙な動きを示しました。来日したパネッタ国防長官は17日の記者会見（次頁へ続く）

として領土問題の責任ある解決を図る、という大義名分を主張することも可能です。

しかし、私人による土地所有があり得ないことが「常識」の中国国民は、今回の尖閣諸島の「国有化」は、私人から国への所有名義の移転ではなく、あたかも国境にある紛争対象の無主物について日本国が突然、中国法という「国家所有権」を創設して主張するに至るといって、有形力を伴う挑発的行為であるかのように曲解したと考えられます。中国首脳は、曲解であることを百も承知で、「愛国的」不法行為を容認し、利用しているのでしょう。野田佳彦さん（石原慎太郎さん）の誤算について、中国法のアマチュア研究者の見地から一言述べました。（東京都 岡 邦俊74）弁護士

## 調査会だより

## ))) 通信社ライブラリーだより &lt;&lt;&lt;

## 戦前の同盟写真特報を購入

通信社ライブラリーはこのほど、昭和17年から18年にかけての『同盟写真特報』83枚を入手した。写真は山口県下関市の建築会社の倉庫で発見され、保存状態が比較的良好だったことから通信社ライブラリーが購入し公開することにした。写真の中には「対米作戦を練る山本聯合艦隊司令長官」、「最後通牒をめぐって日米交渉を続けた来栖大使」、「敬礼する当時8歳だった平成天皇」、「建国10周年の満州国皇帝愛新覚羅溥儀」、「米英撃滅に心魂砕く山本聯合艦隊司令長官」——なども含まれている。写真は10月から一般に公開する。



## ◎ 9月講演会開催

(公財) 新聞通信調査会は9月26日、東京都港区虎ノ門の通信社ライブラリーで講演会を開催した。講師は共同通信社編集局次長の中屋祐司氏。演題は「アメリカ大統領選の行方～次期政権と対日外交」だった。

## (前号から続く)

で日中対立への懸念を異例に表明し、尖閣諸島は日米安保条約の適用対象との立場を示しながらも、「相対する主権に関する紛争にはどちらの肩も持たない」と述べました。岩国基地に足止めされていた米海兵隊の垂直離着陸輸送機 MV22オスプレイが21日から、長い航続距離を誇示するかのよう試験飛行を開始。「敵に奪われた離島を奪還する」シナリオの陸上自衛隊と米海兵隊の共同訓練が22日、米領グアムで公開されました。

野田内閣が30年代に「原発稼働ゼロ」を目指すエネルギー戦略の閣議決定を見送り、「柔軟性を持って不断の検証と見直しを行いながら遂行する」という短い一文だけを閣議決定したことも、国民の驚きと批判を呼んでいます。これに関し東京新聞は22日付朝刊で「米政府側が閣議決定を見送るよう要求していた」と伝えました。検証すべきことが山のように押し寄せた9月でした。(保田)

定価150円 1年分1,500円 (送料とも)

発行所 公益財団法人 新聞通信調査会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-5-16 (晩翠ビル)

☎03-3593-1081 (代)

E-mail: chosakai@helen.ocn.ne.jp

いずれかの方法で購読代金を前払いしてください

◇郵便振替口座 00120-4-73467

(通信欄に購読開始月も記入してください)

◇ゆうちょ銀行 〇一九 店 当座 0073467

(振り込む際、必ず上記アドレスにお名前、郵便番号、住所、電話番号、購読開始月を連絡ください)

印刷所 株式会社 太平印刷社

ISSN 2187-2961 ©新聞通信調査会2012